

## 北奥における時衆板碑とその周辺

—特に秋田県の事例を中心として—

磯村 朝次郎

### I はじめに

一石彫成の石塔婆、板碑には文献からははかり知れない中世史へのきわめて有意な情報が含まれている場合がある。北奥の秋田、岩手、青森3県における当該遺物に関しては幸い諸先学の調査によりわれわれはそれぞれ県単位にほぼそのあらましを把握できる学恩に浴している。

すなわち、岩手における太田孝太郎、司東真雄<sup>1)</sup>らの業績がそれである。青森では昭和初年、中村良之進戦後の成田彦栄<sup>2)</sup>らの並々ならぬ業績があった。これらをもとに昨年度、集成されたのが青森県立郷土館による図録『青森県の板碑』<sup>3)</sup>であろう。本県の場合はなお精査の余地を今後に残しているが、菅江真澄や戦前県南を中心として調査された深沢多市<sup>4)</sup>らの業績をふまえて昭和30年代後半、奈良修介<sup>5)</sup>が一応の集約を行っている。

そして、以上の成果の概要は昨年『板碑の総合研究』<sup>6)</sup>に収録され、昭和初年の服部清道の『板碑概説』以来、ここにはじめて全国的視野から展望できるようになった意義は大きい。

いま、それによると北奥板碑の基数は秋田318、岩手1,065、青森279、計1,662基である。この数字は板碑の本源地と目される埼玉の22,000基に比べると全く物の数ではないであろう。

本文はこのように僅少な北奥の板碑の中から、さらに30余になんなんとする時衆ないしは時衆系と判ぜられる板碑を摘出、検証する。加えてこれに直接、間接的に連動すると考えられる遺物、さらには時衆過去帳にみえる地名等の比定を通じ、北奥、特に秋田県土に浸透し忘却せられた浄土念仏門、時衆の軌跡を浮彫してみようとするものである。

勸進、高野、熊野、三昧、乞食坊主などとよばれた聖たちは中世日本の各地に信仰をすすめ喜捨を仰いで

よぎり、あるものは定住し、またあるものは泡沫のごとく消え去った。

時衆は遊行、賦算と踊躍念佛を媒介として極楽往生を説いた鎌倉時代第三期に位置づけられる仏教の一派であるが、現在日本最小の教団になっている。

この時衆の地方展開についてはつとに司東真雄<sup>7)</sup>による岩手での実証、金井清光<sup>8)</sup>の関東、中部以西の広範な掘りおこしがあるが、秋田、青森は全く未開のまま残されている。この意味からも本文が、北奥、特に本県における時衆化益の空白を埋め、中世の宗教的環境の解明に少しでも役立てば幸いと考えるものである。

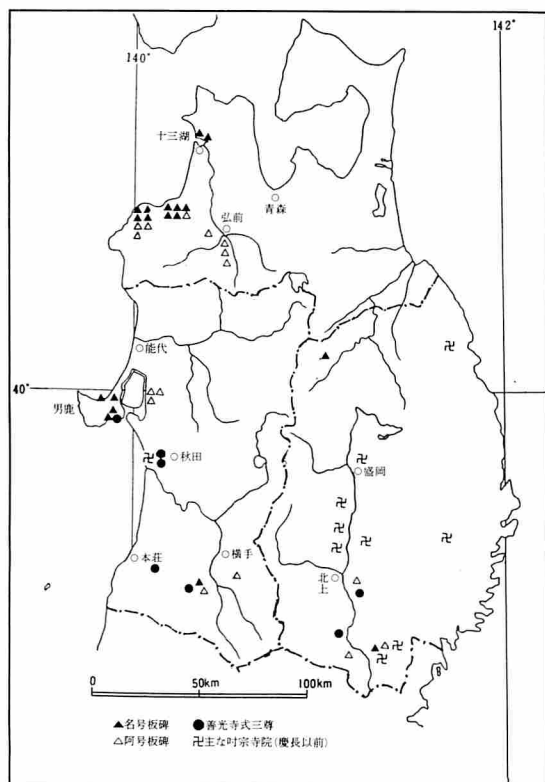
### II 北奥における時衆板碑

念佛札を与える賦算と遊行、そしてその喜びを表現する踊り念佛が時衆の根幹をなしているが、熊野三山の中辺の道、万歳峠付近に伝一遍の名号石が刻まれ、湯峰温泉の傍に正平20年(1365)銘の伝一遍上人爪書名号<sup>9)</sup>が遺っているように、時衆でも卒塔婆の造立を否定してはいない。<sup>2)</sup> さて一般的に石塔婆に刻まれた種字や銘文から造立者または被造立者の信仰、宗旨等を識別することは難解の場合が多い。しかし、例えば日蓮宗にはひげ題目とよばれる独得の書体があり、浄土真宗にも他宗とは異った名号の書風がある。本文では以下の2要件を備えるものをもって時衆ないし時衆系板碑とした。

①六字名号(以下名号と略記)の書体が熊野万歳峠のそれに通ずるもの、または図VI-5のごとき楷書体で彫られ、被造立者の法名が阿号をもって表わされていること。

②名号を欠くが、阿号を有し、それが年代的に鎌倉末以後のものであること。

これらの要件を備える板碑は秋田10、岩手5、青森19で、その分布は図Iのようである。これをみると秋



図Ⅰ 北奥の各号・阿号板碑，

善光寺式三尊・時宗寺の分布

田は八郎瀉周辺，岩手は県南，県北，青森の日本海岸にやや偏していることがわかる。以下，3県の時衆板碑の各個についてその概要を記載する。なお，草書体混じりの名号を(A)，楷書体を(B)とし，非時衆の名号碑も比較のためあげる。

### 1. 秋田県の名号板碑

#### (1) 男鹿市脇本浦田泉宗寺貞和2年碑 (A) 図Ⅱ-1

この碑は昭和30年現在まで泉宗寺前方の墓地に「南」字の上部を現わし，それ以下を埋没させていたものであるが掘りあげられ，石田茂博博士によって時衆板碑と鑑せられたものである。現在は境内地に移されてある。

高さ103cm，最大幅47.8cm，最大厚28.3cm。輝石安山岩の碑面を平滑に加工し，皿彫りをもって太めの名号を刻む。全字長77.5cm，銘文は下記のとおりである。

貞和二年二月

南無阿弥陀佛

十日施主敬白

なお，この碑と並んで左に同一の刻法で種字saを刻

む，高さ56cm，幅40cm，厚28cm，輝石安山岩自然石の板碑が1基あった。思うに貞和2年碑を中央に置き，左右に観音，勢至の板碑を配して弥陀三尊を表徴したものであったかも知れないが，sa碑は未確認である。

#### (2) 男鹿市脇本富永字飯森，無紀年碑 (A) 図Ⅱ-2

この碑はもと泉宗寺墓地の南東約250m，舌状の丘陵を1つへだてた飯森館の西麓，善兵衛屋敷にあったものである。現在，民家の屋敷神として祀られており，館跡の周辺には室町期の五輪塔，宝篋印塔が点在する。

高さ43.5cm，最大幅30cm，厚さ16cm，輝石安山岩。碑面を幅15cm，長さ40cm，深さ約1cmの長方形にくぼめ，その中に字長34cmの名号を草体で彫るが紀年銘はない。書体は泉宗寺碑に酷似する。

#### (3) 男鹿市男鹿中町田稲荷神社 観応2年碑 (A) 図Ⅱ-3

男鹿市男鹿中は男鹿半島部における板碑，五輪塔の集中地区である。館跡状地形にある観応2年碑は高さ180cm，最大幅74cm，厚さ最大30cm，断面は梯形を呈する。輝石安山岩，自然石の平坦面をそのまま碑面とする。上部に直径40cmの稚拙な月輪の中に阿弥陀如来の種字hrihを彫るが，涅槃点hがiに接触し異形である。下方につぎの紀年銘を刻む。

南無阿弥陀佛 奉造立

願以此功德 普及於一切 石塔婆一本

□大日如来 志者円阿佛妙□□

我等与衆生 皆共成仏道 □□□□

観應二年七月十一日 敬白

全体きわめて彫りが浅く，かつ細字である。名号は全長35cmを測る。なお，同境内に紀年は不明であるが十月十三日かと判読される，種字Vamに法華経方便品の偈文を刻む板碑が1基ある。偈文の書体は観應2年碑に共通するものがある。

#### (4) 雄勝郡羽後町西馬内掘回，元徳2年碑(A) 図Ⅱ-4

この碑は昭和32年8月，柿崎隆興を中心とする元西地区の有志により御獄山麓の寺跡調査の際に発見<sup>3)</sup>されたもので現在，御獄山西蔵寺に保管されている。

現存高さ23cm，最大幅32cm，厚さ4.5cm，板状の玄武岩。名号のうち「南」と「佛」を欠き「無」の下半，陀の上半を残す。「阿弥」は完全。左右につぎの紀年銘を彫る。

右意趣□

百ヶ日□



1. 男鹿市宗泉寺貞和碑



2. 羽後町元徳碑



4. 男鹿市飯寿名号碑



3. 男鹿市町田観応碑



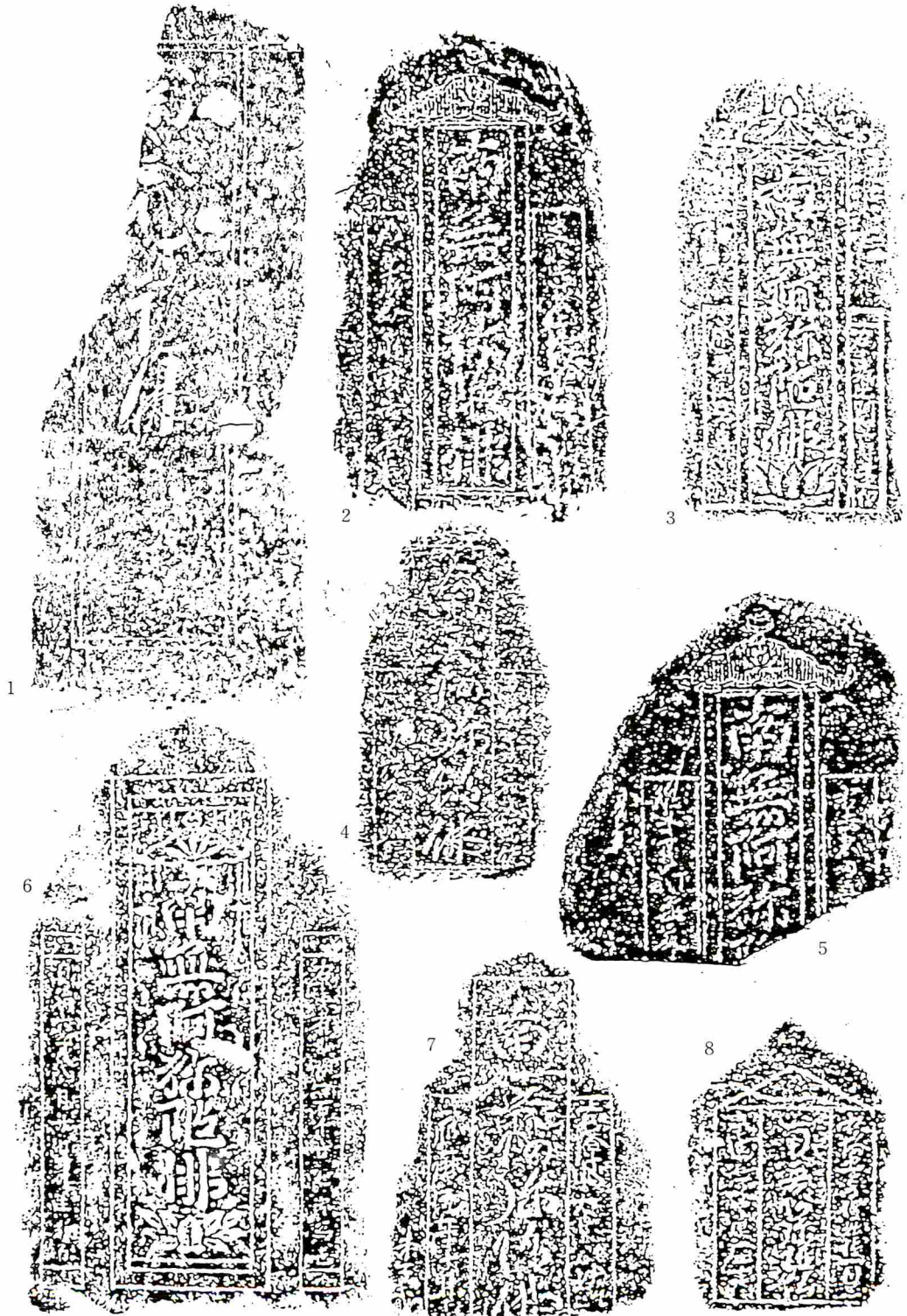
観応碑名号



5. 若美町康永碑

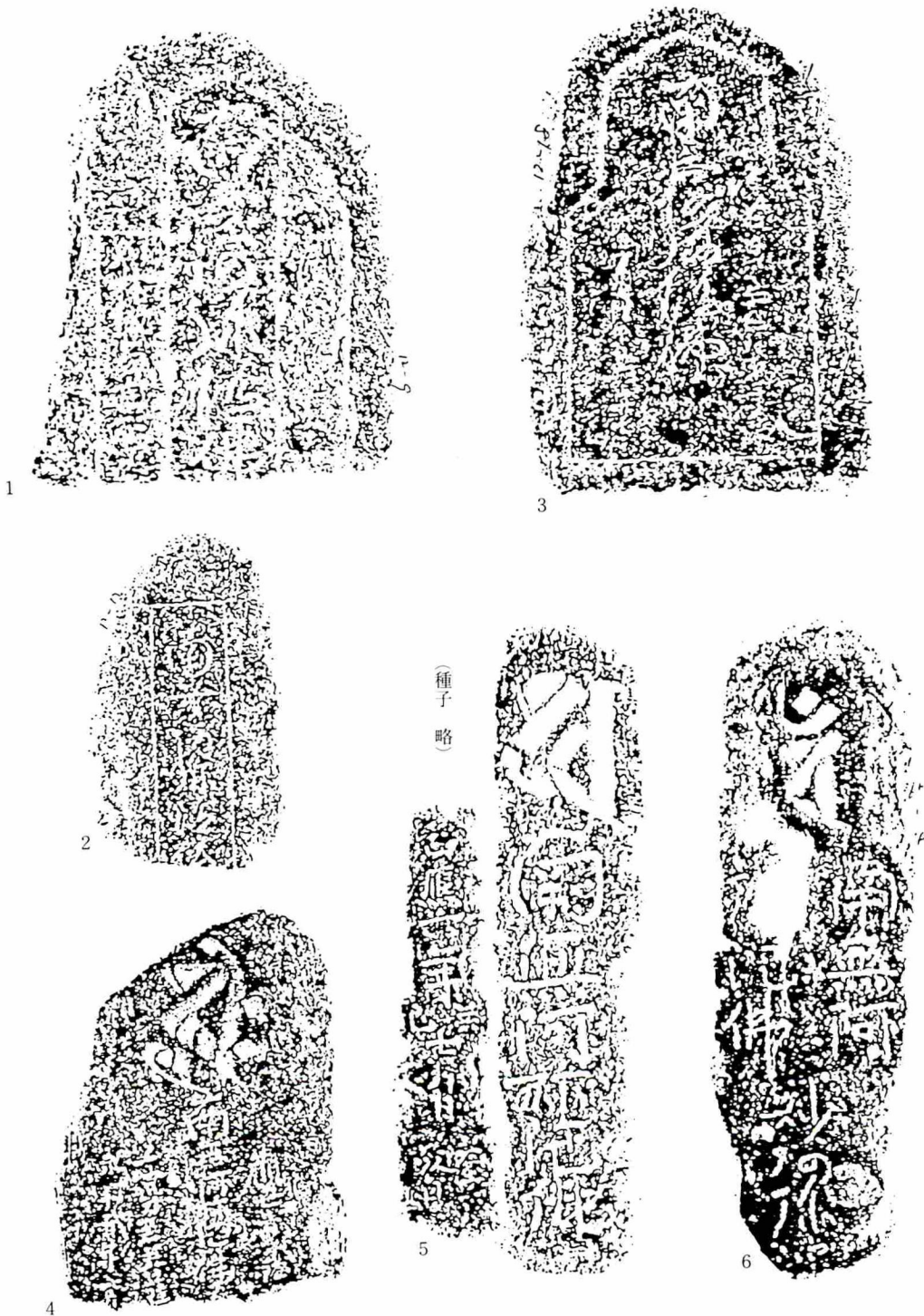
図II 秋田県の名号板碑拓影





図Ⅲ 岩手県、青森県の名号板碑拓影(1. 岩手その他青森)





図Ⅳ 青森県の名号板碑拓影

南 無 阿 弥 陀 佛

憐愍乃至□

元徳二年

(5) 若美町道村永源寺康永4年碑 (B) 図Ⅱ-5

この板碑は古くから知られ菅江真澄<sup>4)</sup>も書いているが、天明8年8月、地元の俳人大瀧手拍がその背面に芭蕉の句を刻んでいるのをみると、古くから由緒のある石碑と認められていたのであろう。

高さ150cm, 最大幅50cm, 厚さ28cm, 板状の輝石安山岩自然石の平坦面を用い銘文を下記の如く彫る。

南 無 阿 弥 陀 佛  
康永二二年孝子  
六月十日 敬白

2. 岩手の時衆板碑

岩手県における時衆板碑を司東真雄の報告<sup>5)</sup>と筆者の調査知見をあわせて記載する。

(1) 岩手郡安代町田地蔵寺 延文2年碑 (A)

図Ⅲ-1

この碑は田山の殿坂から万延元年10月、地蔵寺に移されたもので、江戸時代には鹿角2万石の奇物といわれていた。高さ137cm, 最大幅42.5cm, 厚さ27cm, 安山岩。断面は不整5角形を呈する。外側縦93cm, 横25cmをもって2重の長方形の枠を刻んでいるが、「南」字の上の線は碑面いっぱいに引かれているので上部は鳥居状になる。紀年銘をその中に彫るが「南無」の左半部は剝落している。

延文二年五月廿四日

南無阿弥陀佛

見阿弥陀佛覚霊位

(2) 東磐井郡川崎村薄衣如来地 貞和4年碑 (A)

本碑は筆者未見である。高さ11cm, 幅61cm, 紀年銘はつぎのとおりである<sup>6)</sup>。

頼阿弥陀佛十三年

南無阿弥陀佛

貞治四年九月二日

3. 青森県の時衆板碑

青森県の事例は県立郷土館の『青森県の板碑』<sup>7)</sup>にもとづいて記載する。所在地名の上の数字は図録の基番号を示す。

(1) 1-3 北津軽郡市浦村相内蓮華庵 年号不明碑 (B) 図Ⅲ-2

高さ68.0cm, 幅45.0cm, 厚21.0cm, 安山岩, 自然石。三行に郭し, 中央郭に天蓋を飾り名号を彫る。

逆修□者□□□

南無阿弥陀佛

及至法界衆生□善□□

(2) 1-4 北津軽郡市浦村相内蓮華庵 延文2年碑 (B) 図Ⅲ-5

高さ54.0cm, 幅54.0cm, 厚さ24.5cm, 安山岩の自然石。<sup>1)</sup>郭線, 中央の天蓋, 名号ともに同一である。したがって(1)は延文2年の建碑であろう。

右志者為苦□□

南無阿弥陀佛

延文二年□酉孟夏

(3) 11-1 西津軽郡深浦町関 亀杉 康応元年碑 (B) 図Ⅲ-3

高さ74.0cm, 幅42.0cm, 厚17.0cm, 安山岩, 自然石。三行郭だが中央を二重に囲み, 中央の郭上に笠, 郭内蓮台上に名号を彫る。

右志者故光阿□□□□

南無阿弥陀佛

康応元□□□□ 敬白

(4) 11-7 西津軽郡深浦町関 亀杉 貞治6年碑 (B) 図Ⅲ-6

高さ103.5cm, 幅72.0cm, 厚さ34.0cm, 安山岩, 自然石, 三行の独立した長方形郭。中央郭は縦2, 横3条とし郭内に天蓋, 名号, 蓮台を納める。

右志者妙如一百ヶ日之御為也

南無阿弥陀佛

貞治六年八月廿日施主 敬白

(5) 11-23 西津軽郡深浦町関 亀杉 紀年不明 (A) 図Ⅲ-4

高さ53.0cm, 幅52.0cm, 厚22.0cm, 安山岩, 自然石。三行の郭を山形につくる。

右□□□□為□□□

南無阿弥陀佛

□□□□□□□□

(6) 11-27 西津軽郡深浦町関 亀杉 康暦元年碑 (A) 図Ⅲ-7

高さ58cm, 最大幅52cm, 厚17.5cm, 三角状の安山岩自然石。三行の郭線を山形につくり, 中央の幅広い郭内に11-23に酷似する名号を彫る。



右塔婆□□□□

南無阿弥陀佛

康暦元年十月十日

孝子等 敬白

(7) 11-39西津軽郡深浦閩亀杉 康暦2年碑(A) 図III-8

高さ44cm, 幅37cm, 厚15cm, 安山岩, 自然石。頂部三角形につくり, 三行郭の中央に名号, 佛を仏と彫る。

右塔婆□□□□□□

南無阿弥陀仏

□□□也康暦二七日 敬白

深浦町亀杉の板碑群42基は青森県有形文化財に指定されている。その中から7基の名号碑を検出した。西浜型とよばれる郭線を伴う板碑は本県の山本郡峰浜村岩子下防中の板碑に及んでいるのは注意されてよい。

戸沢の津軽地方板碑の形式分類に従えばE類各宗複合体, 西浜型に属する。

(8) 12-9 西津軽郡深浦金ヶ沢薬師堂 紀年不明碑(A) 図IV-1

高さ63cm, 幅58cm, 厚さ16.0cm, 安山岩, 自然石。三行郭中央頂部を山形とする。

逆修□□

南無阿弥陀佛

□林現当□

(9) 12-12西津軽郡深浦北金沢薬師堂 無紀年碑(A) 図IV-2

高さ52cm, 幅36cm, 厚さ19cm, 安山岩, 自然石。一行の郭内にやや細めの名号を彫り, 佛を仏とするのは11-23と同様である。

(10) 12-18西津軽郡深浦北金ヶ沢薬師堂 紀年不明碑(A) 図IV-3

高さ69cm, 幅47cm, 厚さ24cm, 安山岩, 自然石。連続山形の郭であるが中央の頂部を三角につくり全体を舟形光背状とする。

右者過去□□□十三日

南無阿弥陀佛

□□□□□□□□□□

(11) 53-1 中津軽郡岩木町如来瀬神明宮 永和2年碑(B) 図IV-4

高さ93.0cm, 幅76.0cm, 厚15.0, 安山岩, 自然石。

観世音菩薩

南無阿弥陀佛

大勢至菩薩

永和貳年六月

(12) 67-2 南津軽郡大鰐町三ツ目内 正応6年碑(B) 図IV-5

高さ144.0cm, 幅33.0cm, 厚さ27.0cm, 石英玢岩の柱状自然石の二面に彫る。

南無阿弥陀佛

正応六年□七月□日 孝子等 敬白

(13) 67-4 南津軽郡大鰐町三ツ目内 無紀年碑(B) 図IV-6

高さ136.0cm, 幅46.0cm, 厚さ33.0cm, 石英玢岩自然石。

南無阿  
妙阿弥陀佛  
弥陀佛

(12), (13)は浄土宗系か。特に(13)は正応年代の時衆の波及は疑問であろう。なお, 北金ヶ沢12-10は写真は不鮮明だが, 拓本によれば明らかにA型の名号碑とみられる。

### 3. 阿号を有する板碑

阿号を有する北奥の板碑は管見では15基認められる。県単位に集約し表1~3に示す。

#### (1) 秋田県の阿号碑

	所在地	種字	紀年	阿号	備考
1	井川町浜井川墓地	brih. sa. san	康永5年 2月14日	意阿	沙弥行忠
2	〃	brih	建武2年 6月8日	盧阿上人	
3	井川町浜井川神明社	am	文和4年 12月5日	行阿	
4	平鹿町醍醐善福寺	brih	貞和3年 2月	成阿	
5	羽後町西馬音内御嶽神社	光明真言 a	貞和2年 10月30日	道阿他	14名

No.5は高さ118cm, 幅59cm, 厚さ33cm, 安山岩, 長方形の板状自然石で碑面を平滑に調整している。昭和32年2月秋田県有形文化財指定。

この碑の造立趣意は光明真言講結衆百余人, 各々立誓為惑慈父, 悲母祖父祖母, 姉妹兄弟, 伝二世成就故将又結界合靈被故立之なる銘文に明らかである。

すなわち光明真言講に結衆した百余人はもちろん祖父母, 父母, 姉妹兄弟に至るまでの生前ならびに死後の冥福を祈って造立するというものであろう。結衆百余人の中につきの15名の阿号が認められる。

道阿, 教阿, 善阿, 党阿, 祐阿, 拙阿, 経阿, 性阿, 観阿, 道阿, 光阿, 恭阿, 良阿, 浄阿, 性阿

密教的光明真言結衆百余人の中に念仏浄土信仰一時衆と思われる者が加わっており、中世における庶民信仰の複合の実態を示す一例であろう。

### (2) 岩手の阿号碑

1	花泉町老松	欠損	正和元年 9月8日	如阿弥陀仏
2	北上市稲瀬町下門岡	hrih	正和三年 4月5日	蓮阿弥陀仏
3	川崎村薄衣上段	hrih. sa. sah	貞治三年 10月22日	教阿弥陀仏

### (3) 青森の阿号碑

1	大鰐町三ツ目	a	正応三年 7月25日	如阿	67-1
2	弘前市和徳町武田氏宅	vam	元亨三年 3月	音阿弥陀仏	47
3	弘前市三世寺	bhah	元亨三年 3月	音阿弥陀仏	26-4
4	深浦町関亀杉	am	暦応三年 9月	慈父安信定阿 悲母円阿	11-9
5	深浦町北金ヶ沢薬師堂出土(郷土館)	a-i-i	文和二年 2月15日	光阿	69-4
6	〃	hrih	応安七年 2月25日	光阿	12-7
7	〃	hrih		悉阿弥	12-5

名号碑同様、岩手は少なく、青森は西海岸深浦を中心として内陸に若干現われる。

以上、3県の時衆名号、阿号碑を列挙してきたが、小結すると(1)草体名号を大きく刻したものには種字を有するものがないこと。(2)名号を欠き、阿号を有するものには何等かの種字が伴っていること。(3)種字を有し、草体名号を刻む一例があるが、この場合種字を強調し、名号がひかえ目に彫られていること。

このような表現上の差違は当代における造立者の宗教的意識状況を如実に反映するものと推解してよいかどうか。(4)秋田、青森に比べ岩手に時衆碑の少ないのは一遍智真に帰依した河野通次が弘安4年(1281)石鳥谷に光林寺を開創したのをはじめとし、13世紀末から15世紀初めにかけて時衆寺院が開かれていた<sup>8)</sup>ことと関係ありはしないか。これに対し、江戸期以前の時衆寺院は秋田1、青森は江戸期以前は0であることと対比して考えられるべきではなからうか。

## III 時衆過去帳の中の北奥時衆

時衆過去帳とは古くは「往古の過去帳」とよばれ藤沢清浄光寺の歴代遊行上人の真筆によって書き継がれてきたもので僧衆本と尼衆本の2冊からなり、昭和29年3月、国重要文化財(古文書)に指定されている。

初筆は弘安8年(1285)、遊行2代真教によって書き初められたとみられている。記載霊数は僧衆7,006、尼衆4,935、計11,941の多数にのぼる。法名の裏に寂年月

身分、在所、職業等を記入し、当時の時衆教団の動向各地の定住民と時衆との接触、教化の度合いを測り知る上で貴重な資料<sup>1)</sup>となっている。この時衆過去帳に北奥関係者はどの程度記載されているか。現地名などと対比し検証する。

### 1. 岩手関係の法名と地名等

岩手関係は司東真雄によって検出<sup>2)</sup>されているので、それを現地名と対比して一覧にしたのが次表である。

年代	世代	法名	地名等
応永19		珠阿	薄衣
〃		其阿	寺林 (石鳥谷)
永享年代	太空	其阿・弥阿・覚阿	藤沢藤勢寺 (10代元愚示寂地)
		其阿	稗貫郡(光林寺か)
		解阿	寺林客軒 (光林寺頭塔)
		臨阿・珠阿・巖阿・陵阿	水沢
		陵阿	寺林
		重阿	北上市更木
		其阿	畠山阿波守
		宣阿	留守(高森)
		量阿・弥阿・蓮阿・漢阿	花巻市嶋
		覚阿	遠野
		珠阿	薄衣
		覚阿	白石
		声阿・文阿	南部三戸
		覚阿	南部信濃守
文明年代	太空	弥阿	花巻島
永正年代	知蓮	重阿・連阿	光林寺衆
		臨阿	薄衣勝蓮寺
		声阿・与阿	二寮衆
		漢阿・陵阿	寺林衆
天文年代	真寂	連阿	岩手寮
		頓阿	同客寮
		重阿	寺林寮

### 2. 秋田・青森関係の法名と地名等の比定

まず初出とみられるのは応安6年(1373)6月5日、比内中野の礼佛房であろう。ついで永和3年(1377)3月25日、黒土の東一房がみえる。比内中野は問題なく



北奥における時衆板碑とその周辺

現比内町中野であろうし、黒土なる地名は各地にあるが、ここでは鹿角市花輪の黒土館にゆかりがあろう。この二人はいずれも尼衆であり、遊行10代元愚の廻国時に当る。元愚の初賦算は貞治6年(1367)7月7日、以来遊行15年、入寂は嘉慶元年(1387)64才。かれはその間、山形の光明寺の創建に参画していることはVでのべる。

僧衆では康暦3年(1381)9月すぎころ、遊行11代自空の回国により過去帳入りした比内の僧阿弥陀佛であろう。南北朝期後半、いずれも鹿角、比内地域であるのが注目されよう。過去帳の裏書地名はその後、応永25年頃まで途絶えるが、これは遊行上人の廻国が北奥に及ばなかったことを必ずしも意味するとは限らない。遊行15代尊恵の応永25年頃に至り爆発的に法名は記載される。尊恵の初賦算は応永24年(1417)4月28日である。このころになると室町幕府に接近した時衆は幕府公認の過書を携行することによりなんらの心配もなしに諸国を遊行できるようになっていた<sup>3)</sup>。尊恵の遊行は13年、記載霊数は僧衆3,266人、尼衆2,522人と遊行世代中最高に達している。これは過書携行の効果もさることながら応永24年、清浄光寺炎上し、その復興のための志納勧募に附随して過去帳へ多くの加入者を得た<sup>4)</sup>ものと考えられている。僧衆と尼衆は別帳となっているが両者はほぼ対応する形で記載されている。秋田、青森関係と思われるものを記載順に示し、取載地名等について比定を試みる<sup>5)</sup>。

年代	世代	法名	地名等
応永25	尊恵	覚阿・重阿	大里殿
		住一房	大里
		重阿・但阿	沢内
		梵阿	小坂殿
		相阿	河口殿
		来阿・宣阿	川口
		弥阿	黒土殿
		聞一房	黒土
		師阿	寺田
		眼阿・弥阿・臨阿・唯阿	中ノ
		相阿・連阿・師阿・臨阿	中ノ
		陵阿・音一房	中ノ
		弥阿	比内中野
		其阿	比内浅利

応永25	尊恵	重阿・与阿・師阿・覚阿	浅利
		大一房・住一房	浅利
		覚阿	浅利但州
		弥阿	比内花岡
		師阿・臨阿・珠阿・蔽阿	花岡
		陵阿・了一房・音一房	花岡
		若一房・住一房	花岡
		也阿	川ツラ
		宣阿・直阿	岩瀬
		連阿	葛原
		界阿	ニッサト
		相阿	井ノモリ
		宿阿	ヒワタシ
		声阿	野口
		弥阿	ツ、リコ
		来阿	松尾
		来阿・梵阿	重内
		声阿	ナラ
		来阿	大ヤ
		但阿・連阿・解阿	山タテ
但阿・解阿	土古		
師阿	上タ		
但阿・珠阿・浄阿・定阿	ミナト		
来阿・珠阿・蔽阿・宣阿	ク		
東一房・三一房・妙一房	ク		
妙一房・如一房・極一房	ク		
前一房・妙一房・	ク		
為一房・一房・神一房	ク		
護一房・極一房・住一房	ク		
弥阿	長岡		
覚阿	大川		
音一房	セシモ		

永享11年 太空(覚阿 東一房(秋田湊) アヒタ湊

- ①大里殿 鹿角市八幡平大里であろう。「鹿角由来記」に大里村、大里上総領知、知行千石、本名安保、館有、京都へ被遣候上使頭丹治氏とある。建武3、4年(1336~37)にわたり津軽曾我貞光、比内浅利六郎清連連合軍の攻撃を受けたことがある。
- ②沢内 延応元年(1239)6月、橘公業讓状案に、あいたのこほりのうち「さほのうち」とでてくる。あるいは岩手の沢内か。

- ③小坂殿 鹿角郡小坂町小坂鉦山尾樽部の小坂館の館主。秋元氏一族の小坂筑後か。小坂町にはこのほか八幡、白長根、大地、荒川、濁川、台作、横、館平の8館跡がある。小坂ほか5館はいわゆる鹿角42館の仲間である。
- ④河口殿 川口と同音異字か。岩手郡岩手町川口か、大館市川口か。大館川口は米代川に注ぐ山田川の河口の交叉部に位置し、山田川口ともいう。「浅利則頼侍分限帳写」に浅利家小姓佐藤兵助を川口村住と記す。河岸段丘上に東西100×南北200m 1郭と空濠を残す館跡がある。あるいは八王子川口法蓮寺の時衆であるかも知れない。
- ⑤黒土殿 永和3年(1377)の尼衆東一房も黒土であった。黒土は鹿角市花輪、上小阿仁村大林(旧地名黒土)、能代市?南秋田郡五城目町、中仙町にあるが、花輪黒土であろう。「鹿角由来記」に黒土村、黒土丹後領知、本名秋元、館有とある。
- ⑥寺田 寺田なる地名はきわめて多く比定し難い。記載の流れから、岩手郡西根町の寺田とも考えられる。県内の寺田をあげれば阿辺三内、太田町駒場、小神成、千畑中野、金沢前郷、横手下八丁等々である。
- ⑦中ノ 過去帳応永25年、北奥関係者の法名群に中ノ比内中野と二通りの表記の仕方をしている。両者を俊別して記載しているのであろうか。比内中野は応安6年(1373)礼佛房の在所としてでいる。他に「中野」と表記した個処は7代託何、9代白木、10代元愚条に直阿、中野、14代太空条に覚阿、住一房が中野父、中野母、17代暉幽条に直阿がある。この場合の中野は越前中野で、そこに浄土寺があり歴代住職は直阿を名のっていたらしいとみられるのである<sup>6)</sup>。法名等の対比からどうも中ノ=比内中野、中野=越前のように推察できそうである。
- ⑧比内浅利、浅利、浅利但州の三通りの表記がある。浅利について地名ではなかるうか、浅利但州か但馬関係者か否か不明という見方もあるが、<sup>7)</sup>この三者はすべて北秋田郡比内の浅利氏のことであろう。浅利氏は甲斐浅利郷を本領とする浅利太郎義遠、あるいはその嫡子で、奥州合戦後、比内一帯の郡地頭職を与えられたものの後裔であろう。南北朝期は南朝に与し顕家采配のもと津軽の北朝方曾我氏と戦っているが、南朝方の南部勢が比内に及ぶや、延元の
- 初年(1336)、曾我と結び鹿角の南朝方大里の成田小次郎頼時を攻撃している。応永(1394~1428)期の浅利氏の本拠はどこであろうか。伝えられる明利又か。
- ⑨比内花岡 大館市北西の花岡であろう。現花岡は大森、花岡両阿川の合流点西方にある。字アセ石に花岡館があった。主郭部は大館工業高校の建設で旧観をとどめていないが、「長崎家旧記」に永正17年(1520)7月、浅利九兵衛定頼、花岡城代となる。知行770石とある。
- ⑩川ツラ 秋田県北部に見当らぬ地名である。雄勝郡稲川町の川連であろう。南北朝期の郷村、小野寺氏一族が川連城に拠り、川連氏を名のる。
- ⑪岩瀬 北秋田郡田代町岩瀬か。「浅利頼平領内村数覚書」に岩瀬村皇家ニツとあるのが初見。越山に館跡がある。
- ⑫葛原 大館市葛原であろう。米代川の中流、十二所の北東に集落があり、字古館に比内独結城に匹敵する葛原館がある。4郭1出丸からなるが文献上は全く不明の館である。
- ⑬ニッサト 岩手県胆沢郡新里村であろうとの見方<sup>8)</sup>もあるが、米代川に注ぐ、小阿仁川の中流、北秋田郡合川町三里であろう。天正19年(1591)秀吉の朱印状写に「にっ里村、こん田村」と記される。
- ⑭井ノモリ 川ツラと同様、秋田県北部にない地名である。男鹿市脇本の飯森であろう。過去帳に「飯森」はもう1か所でてくる。この飯森は男鹿の飯森かどうかかわからない。
- 井ノモリは正応元年(1288)6月、沙弥公蓮讓渡状に「井のもり」とでてくる。隣接の浦田宗泉寺に名号板碑があることは既述した。集落中央の独立丘陵は安東一族の館跡と伝える。
- ⑮ヒワタン 樋渡で姓氏であろうか。樋渡姓とすれば雄勝町、稲川町等、県南に多く分布する姓氏である。
- ⑯野口 小坂町野口、中仙町清水野口、岩手町江刈内野口など考えられる。小坂の野口に単郭状の館跡がある。中仙町野口は天正18年、戸沢領検地帳写に「のくち村」とでている。野口はあるいは東村山市の野口かも知れない。
- ⑰ツ、リコ 岩手県和賀郡江釣子であろうとの見方<sup>9)</sup>もあるが、北秋田郡鷹巣町綴子であろう。綴子館は浅利侍分限帳に浅利の家臣太田四郎右衛門の居館と



ある。綴子神社由緒書によれば正平年間(1346~68)高橋刑部開拓、永正15年(1518)浅利則頼築館という。現綴子の集落は永禄2年(1559)刑部岱からの移動という。

- ⑱松尾 岩手県の松尾かも知れない。<sup>10)</sup>秋田の松尾とすれば鷹巣町磨當であろう。磨當の古地名は松尾である。天正19年(1591)安東実季の知行目録に「ミつき田村、まとう村」とあり、慶長2年(1597)の浅利頼平領内村教覚に松尾村とある。享保郡邑記(1730)は磨當村、古来松尾村と云、四十軒と記す。
- ⑲重内 大館市茂内であろう。南北朝期の浅利氏領として重内郷、有平郷としてでてくることは後述する。
- ⑳ナラ 奈良であろう。武蔵七党の分れ、いわゆる鹿角4氏のうちの奈良であろうか。
- ㉑大ヤ 秋田県北部とすれば比内町大谷か。米代川に注ぐ犀川の上流の集落。近くに大葛金山がある。応永頃に開発がさかのぼるか。大ヤはあるいは横手市大屋であるかも知れない。大屋新町村鬼嵐に大屋館跡がある。横手城主小野寺泰道の三男道寿による寛正6年(1465)頃の築城という。正保の出羽一国絵図に大屋588石とある大村。大ヤは後者をみたい。
- ㉒山タテ 大館市山館か。山麓に館跡があり、山館右衛門の居館と伝える。大館と独鉆を結ぶ幹線沿いに位置する。
- ㉓土古 比内町独鉆であろう。浅利氏の本拠地であるが、応永期(1394~1428)ではどうか。独鉆城は永正15年(1520)の構築とされ、浅利則頼の居館。東西300m、南北450m、4郭2出丸の規模であった。
- ㉔上タ 各地にある地名だが県北部に見当たらない。平鹿郡十文字町植田であろうか。皆瀬川で雄勝と境する。植田館があり、小野寺義道の支城であった。
- ㉕ミナト 僧衆帳にはミナトは8件、トサ2件記され明らかに両者を使い分けしていると考えられる。トサは十三で津軽十三湊であることに異論はないであろう。問題はミナトであろう。ミナトはトサの南にある津軽四港の一つ安東浦ともよばれた深浦とも考えられる。特に既述の名号板碑や永享年代(1429~41)アイタ湊、秋田湊という記載もあるので、ミナトを直ちに秋田湊と短絡できない面もある。しかし室町期には成立していた「廻船式目」<sup>10)</sup>が列挙する三津七湊の七湊、三国、本吉、輪島、岩瀬、今町、秋

田、十三湊のランク付けから推断し、ミナトを秋田湊と比定しておきたい。

- ㉖長岡 比内町扇田に永禄年間(1558~70)、浅利勝頼が長岡城を築城している。秋田市下新城長岡か。文禄元年(1592)、秋田家分限帳写に湊弥左衛門代官所のうち長岡村499石。金足女湯をめぐる丘陵に長岡館がある。南方の羽黒神社や周辺集落に中世石造遺物が散在する。
- ㉗大川 三代実録の元慶2年(878)の乱に初出する賊地十二村の一つ、馬場日川南岸地域、五城日町大川を示すかどうか。八郎瀧東岸は県内随一の板碑密集地域で阿号碑も検出されている。井川町今戸に熊野の古社もある。
- ㉘セシモ 姓氏であろう。文禄元年(1592)、秋田実季分限帳に家臣瀬下安芸200石、同喜三郎130石余とみえる。瀬下姓は昭和町豊川岡井戸に多い。つぎに青森関係と思われる阿号、地名を摘出する。

応永25	尊恵	覚阿・重阿・住一房	カッポウ
		弥阿・臨阿・音一房	トサ
		東一房(下国殿方)・但阿	下国殿
		連阿・但阿	洞内
		来阿	新御所

- ①カッポウ 合浦とも書き津軽の外浜一帯を指称する。東津軽郡蓬田辺は安東、北畠氏の配下、相馬、南部氏の所領になったところで浄土宗金光上人にまつわる伝承もある。
- ②トサ 十三であることはいまでもなからう。
- ③下国殿方 下国は下郡ともいい、もと津軽の別称。秋田を上国というのに対す。下国殿は十三安東氏を指す。
- ④洞内 十和田市洞内であろう。「奥々風土記」に城跡あり、天正年中佐藤將監が居りし城なりなん。
- ⑤新御所 南津軽郡浪岡であろう。南北朝期に南朝北畠親房の子顕成が在城。東北における南朝勢力の拠点であった。浪岡御所(宗家)、顕信系もおくれて入り、川原御所とよばれた。
- ⑥三ア 三アは三部、サンノベ、三戸であろうか。三戸市。
- 以上、15代尊恵上人によって記載された北奥関係法名のうち主として秋田、青森関係の地名等に関し素強付会の臆測をのべた。僧衆、尼衆別にこれを一覧にす

ると次のようになる。

地名・姓	僧衆	尼衆	地名・姓	僧衆	尼衆
大里殿	2	1	重内	2	
小坂殿	1		ナラ	1	
黒土殿	1	2	大ヤ	1	
中ノ	10	2	山タテ	3	
浅利	5	2	土古	2	
花岡	5	3	上タ	1	
川ツラ	1		ミナト	9	14
岩瀬	1		長岡	1	
葛原	1		大川	1	
ニッサト	1		セシモ	1	1
井ノモリ	1		カッポ	2	1
ヒワタン	1		トサ	2	1
ツ、リコ	1		下国殿方	1	2
松尾	1		洞内	1	

#### IV 北奥の善光寺式三尊像について

善光寺三尊像は信濃善光寺の本尊の形式を模像したもので普通「一光三尊」ともいわれる。中尊の阿弥陀如来立像は右手施無畏印、左手を垂げ小指、無名指を曲げた与願印。脇侍の観音、勢至菩薩は宝冠をかむり両掌、胸もと上下に合わせて立つ飛鳥風の様式の立像である<sup>1)</sup>。善光寺に対する信仰は本尊本師仏が生身の阿弥陀如来であるという説から浄土思想の普及とともに平安末、鎌倉時代にかけて急速に広まった。そして鎌倉初期幕府の庇護のもとに善光寺伽藍が再建されたのがきっかけになって善光寺如来が流行したのだらうとされる<sup>2)</sup>。

遊行上人2代真教が「阿弥陀仏に帰すると申す人、観音をも安置せよ、勢至をもてなせ、こころこころのことなれば三尊一体、三位一体のいはれにぞあるらん」（他阿上人法語巻4）というのはいかなる形の仏像を指すのか明確でないが三尊一体なる表現から善光寺式の三尊を意味するものと解される<sup>3)</sup>。時衆と善光寺は一廻以来、緊密であり、真教は善光寺を布教の拠点としたほどであった。

以上のような経緯からしても善光寺式三尊像の存在は阿弥陀、浄土信仰の普及に伴う善光寺信仰の浸透と確認されると同時に、浄土宗、時衆、善行寺聖などの記念すべき弘道、化益の標識として把えることができ

るであろう。

田辺三郎助は善光寺三尊の遺例156<sup>4)</sup>、たなか・しげひさは255例<sup>5)</sup>をあげるが、その分布は東日本に濃厚である。北奥3県は岩手2、青森0、秋田5である。

##### 1. 岩手の遺例

岩手県の遺例として江刺市松岩寺の金銅如来像がある。総高39.5cm、背銘に

善光寺如来像造

大檀郡柏石唯明房井桶売伊東四郎

大工赤井平五郎

嘉暦三年（1313）十一月九日

とあり、岩手県内での像造と考えられている<sup>5)</sup>。

このほか中尊寺弁慶堂に室町中期の三尊像がある<sup>7)</sup>。

##### 2. 秋田県の遺例

秋田県内における善光寺三尊の遺例は5例ある。以下その概要を記す<sup>6)</sup>。図V

(1) 銅造 本尊阿弥陀如来立像、脇侍2軀、雄勝郡羽後町田代、太田倫雄氏蔵、昭和27年11月、秋田県指定有形文化財、彫刻No.14

本像の由来は明和3年(1766)9月、太田氏の祖、修驗威山坊が延宝5年(1677)藩へ差し出した記録などにもとづいて書いた覚書<sup>7)</sup>によると、小野寺民部守の妹妙光尼の信心佛で唐萬子將軍の船中の御佛と申伝えがあるという。また、明和6年(1769)、御堂修覆の際善光寺三尊開帳の辻札<sup>8)</sup>があり、それには田代村檀金森天喜山聖明寺の三尊、閻浮檀金鑄像とある。寺名の聖明寺を百済の聖明王に求め地名の檀金森は三尊像が閻浮檀金であるとされたところから起ったものであろう。

阿弥陀如来立像、総高42.0cm、髮際高39.5cm、肩張11.0cm、裾幅12.0cm、量目7.95kg、白座は木製で後補である。肉髻は低く、髮際はわずかに波状を呈する。耳たぶが外方にはりだす古式を示し、三道は明瞭。左手下方にのぼし、掌を前に向け、第2、3指をのぼし他の指を折って刀印を結ぶ。右手先は別鑄で袖口左方へ挿込み式。納衣は通肩、ひだは厚くするどい。側面観はわずかにそり気味、足納がある。

両脇侍はほぼ同一寸法で総高31.7cm、髮際高27.3cm、肩幅8.5cm、裾幅6.5cm。筒形の宝冠は前後山形につくり、観音には無光背の阿弥陀如来の小像、勢至に宝瓶を鑄るほかは周囲、頭頂は素面とする。頭髮は髮際を小波状にあらわす以外に毛髪は刻まない。中尊と同じ



図V 1. 秋田市来迎寺善光寺式三尊中尊 2～4. 男鹿市脇本浦田善光寺式三尊像





図VI 雄勝郡羽後町田代善光寺式三尊像



1



2



3



4



図Ⅶ 1～4. 秋田市八橋善光寺式三尊脇像

5. 横手市神胴社錫杖善光寺式三尊像

く耳たぶを外方へ少しく張り出し、三道は明瞭。梵筐印を結ぶ腕は別鑄で肩から下へ挿め込む式である。衣文の折り返しの彫りは深く、装飾的である。側面観は直立にひとしい。

舟形の光背は金銅製で高さ75.5cm、底部幅50cm、最大幅54cm。30個の押出飛雲文が配され、中尊の二重円相部を忍冬唐草の透彫でつくる。7体の化仏は亡失している。光脚の弁は小波状、わずかに弧を描く。室町後期か。

(2) 銅造 阿弥陀如来立像、1軀、秋田市保土野鉄砲町、来迎寺蔵、昭和32年2月5日、秋田県指定有形文化財、彫刻No.29。図Ⅵ-1

総高47.5cm、髮際高44.6cm、肩幅13.5cm、裾張13.0cm、量目7.2kg。

髪は螺髪、白毫は略し、耳はやや短かい。肩、腕、衣を一具につくり、それぞれ左右を別個に鑄造、肩部より下へ挿込む。さらに手をこれに挿込む式であるが右手は欠失して木製後補。左手刀印の第2、3指の先端は火中してくずれている。両足は納とも一具に造り、正面納衣の下端で鋌止めする。

地膚に当初とみられる金色をわずかにとどめるが、火中後に塗付された漆が剥落している。鎌倉末期か。

(3) 銅像 阿弥陀如来立像、脇侍2軀、男鹿市脇本浦田泉宗寺、本尊薬師三尊胎内仏。図Ⅵ-2、3、4

阿弥陀如来立像、総高39.0cm、髮際高35cm、肩張12.0cm、裾張11.0cm。螺髪は粗く清涼寺式。耳長く、白毫を略すが三道は明瞭。左右の手首は別鑄の挿込み式。ただし右手を欠き木製の後補、左手刀印を結ぶ。側面観はそり身である。

観音、勢至の2体は総高27.3cm、髮際高23.8cm、肩張7.5cm、裾張7.9cm。八角素面の宝冠をかむり、毛髪の表現は略す。腕は肩から下へ挿込み式につくり、梵筐印を肘よりわずかに結ぶ。いずれも足納なく、観音の右足は欠損し、勢至の宝冠右から側頭にかけて亀裂があり、火中を示している。側面観はわずかに前かがみである。

(4) 金銅観音 勢至菩薩立像、2軀。秋田市某家蔵 図Ⅵ-1～4

明治12年、八橋草生津川の川底から一振の刀剣とともに掘り出されたといわれている。寸法2体ともほぼ同じで総高33.5cm、髮際高32.0cm、肩幅8.2cm、裾幅6.5

cm。黒色を呈する中に、処々金銅色を露呈する。天冠台をもつ宝冠は六角波状につくり、観音の正面は舟形光背を負う阿弥陀の小像、勢至のそれに宝瓶を鑄出しその他の5面は花飾をもって埋める。頂頭、後頭は分けてするどい毛筋を刻む。

白毫は観音に水晶を嵌入させ、勢至はそれを欠失し小孔を残す。三道は豊かなふくらみをみせ、腕部に臂釧、腕釧を飾り、梵筐印を肘より高く胸元に結ぶ。側面観はそり身で古式を襲う。

ちなみに本脇侍は、もと栃木の那須郷東与世村にあったという現在東京国立博物館蔵、建長6年1月在銘の善光寺式三尊の脇侍<sup>9)</sup>に酷似するものと推断される。

このほか秋田市平野政吉家に銅造の勢至菩薩立像1軀がある。像高34.0cm、8角の宝冠正面は蓮弁上に宝瓶を表わす。宝髪は丹念だが白毫を略す。背銘に文明の陰刻<sup>10)</sup>がある。しかし、本像は出羽秋田に伝存したものではないらしい<sup>11)</sup>。

したがって確実に秋田に伝世したとみられるのは4例となるが、このほか近年、小像であるが由利郡由利町大日霊神社に新知見が得られ、また横手神明社蔵の正元元年(1259)銘の錫杖頭に鑄出された像容の善光寺式であることは後述する。

羽後町田代、男鹿脇本の遺例は名号板碑あるいは時衆過去帳とよく対応している。

## V 考 察

時衆板碑と過去帳、それに善行寺式三尊像を指標に浄土念仏門、時衆弘道の痕跡をたどるべく、特に秋田県の場合を中心に検証してきた。

文治5年(1189)の奥州合戦、その後の関東武士団の移住は北奥の地域社会の諸相に大きな変化を与えたのはいうまでもない。宗教的環境もその一つである。

蝦夷地経営とともに歩んできた古代的國家仏教の依然、中世における根強い残存はあったものの、しかし衰退現象は否定すべくもなく、浄土思想にもとづく念仏門、臨濟、曹洞禅をはじめとする鎌倉新仏教の浸透高野、熊野など庶民信仰を携えた遊行聖たちの唱導化益の営為は北奥の地をも座席したかに思われる。

なかでも神祇崇拜、御霊信仰と結びつく浄土門として注目されるものの一つとして本文では時衆をとりあげた。一遍の江刺聖塚への参詣もあって、岩手と時衆





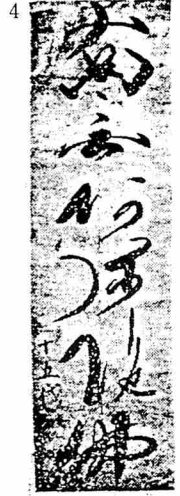
1. 新潟県笹神村永仁碑



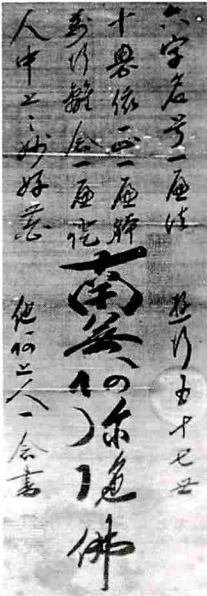
2. 紀伊熊野(清浄光寺蔵拓)



3. 7世名号(清浄光寺蔵)



4. 15世名号(長楽寺蔵)



5. 52世名号(脇本飯森柏氏蔵)



6. 52世名号拡大



7. 伝弘法大師筆(金蓮寺蔵)



8. 初祖真の名号(長楽寺蔵)

図Ⅷ 「行の名号」と「真の名号」の書体

4. 7. 8. 大山仁快による

の因縁は深く、同県における時衆寺院は12か寺を数える。

これに反し秋田では慶長以前の開創になる寺院1か寺にすぎず、青森のごときは0である。寺院数の多寡は時衆化益の度合いを測る尺度になることというまでもないが、所在寺院皆無にひとしい地域ではあるが唱名念仏の声は山野に響いた。

さて、冒頭に掲げた時衆名号、阿号碑は岩手5、青森19、秋田10、計34基であった。岩手が5基で寥々たるのは時衆寺院12か寺の存在があったがためであろう。

既述のごとく名号碑の書体にA、Bの2類があった。草書体Aは紀伊熊野本宮の山中に刻まれた一遍書と伝える名号<sup>1)</sup>に酷似し、かつ例えば遊行寺蔵の託何筆の名号(図Ⅷ-3)の書体に相通ずるものがある。この種の名号を時衆では「行の名号」とよんでいる。歴代遊行上人の中にはこの書風を身につけて遊行するものが多かった。江戸時代であるが57代一念上人が嘉永元年(1848)5月、奥羽、松前巡錫<sup>2)</sup>の折に書き与えたとみられる名号一軸が男鹿市脇本飯森<sup>3)</sup>に伝存している。熊野で感得した祖師の一偈を頭書し名号を書く。書体は図Ⅷ-5、6のごとくである。

六字名号一遍法 遊行五十七世

十界伝心一遍鉢 南無阿弥陀仏(草)

萬行離念一遍証

人中上々妙好華 他阿上人一念書

この行の書体をもって彫り刻まれた板碑は新潟県最古の紀年銘をもつ北蒲原郡笹神村華報寺の永仁7年(1299)碑<sup>4)</sup>にもみることができるのである。(図Ⅷ-1)したがって、この行の書体を刻した板碑を確実な時衆として異論はなからう。

この「行の名号」の筆法は、南を例にとると、まず「幸」を書き、しかるのちに「い」を書くなど中央部分から書くのを例としており、旅から旅へ遊行し念仏勸進をつづける時衆にふさわしい流麗な感を与える。

二代真教は請われるままに多くの行の名号を書き、これに本尊としての性格を与えた。本尊名号といわれているのがこの「行の名号」である<sup>5)</sup>。

これに対し肉太の楷書体の名号は「真の名号」とよばれる。名号Bはこれに相当するが、時衆の象徴的書体である行の名号ほど決して個性的であるとはいえない。

この楷書の名号に似た書風で書かれた名号が、時衆寺院に伝存し、それを弘法大師筆と伝えている。真の名号が名筆と称される空海の筆によったということかも知れないが、その由縁はいまはあきらかにし得ないといわれる<sup>6)</sup>。

楷書体で書かれた名号は浄土宗などにおいても用いられるので時衆名号として特定するには①種字②偈文③法名阿号の有無を考慮の上、判断する外はない。このうち最も単的に決め手となるのは③阿号であろう。

阿号は初期の浄土宗でも用いられているが、その期間は短く、下限は鎌倉時代末期頃であることが明らかにされている<sup>7)</sup>。このことから少くとも南北朝、室町期の板碑その他の遺物に阿号を有するものは、まず時衆直系とみなしてさしつかえないと考えられる。

以上の観点から図Ⅱの1、2、3、4(秋田)図Ⅲの1(岩手)、4、7、8(青森)、図Ⅳの1、2、3(青森)は時衆碑と断定し図Ⅱの5(秋田)、図Ⅲの2、3、5、6、図Ⅳの4(青森)については時衆に属するものと推定、図Ⅳの4、5、6は非時衆と現時点で考えておきたい。

なお、名号の筆者を推定する目安として遊行上人の初賦算、年次、期間と名号碑の年次を対比して示せばつぎのようになる。

世代	道号	初賦算	西暦	断年数	秋	田	青	森	岩	手
5	安国	正中2	1325	3						
6	一鎮	嘉唐2	1327	12	④元徳2					
7	託何	暦応元	1338	17	①貞和2 ③観応2					
8	渡船	文和3	1354	3						
9	白木	延文元	1356	12			②延文2		①延文2	
10	元愚	貞治6	1367	15			④貞治6 ⑦康暦2 ⑥康暦元 ⑧永和2		②貞治4	

※賦算遊行年数は高野修「遊行藤沢両上人御暦代系譜」による。(青森は正応碑除く)

つぎに名号板碑、過去帳等を基礎資料とし3県の時衆化益の状況にふれてみたい。

初代一遍の廻国以来、深いかかわりをもった岩手には司東真雄の岩手県『時宗略史』がある。以下、それによつてのべる。

(1) 稗貫郡葛岡の阿野通次が弘安2年(1279)一遍に帰依して修行、翌年、帰国して父とともに石鳥谷に一遍上人を落慶導師に光林寺を建て熊野権現を勧請して鎮守社とした。



(2) 乾元元年(1309)稗貫下根子の地頭稗貫和泉守が武蔵国で二代遊行上人真教の弟子となり、其阿の法号を授かって帰国、下根子村の下館に高道場庵を建て宝喜院を名付けた。現常楽院である。

(3) 元亨3年(1323)ころ遊行4代呑海は奥州巡錫、光林寺へ寄り、天台宗遍照寺へ草鞋をぬぐ。遍照寺の住持は上人の弟子となり乗阿を授けられ、寺を時宗に改めた。上人は清浄光寺建設資金の勸化を行い八沢本郷に藤勢寺を建立した。

(4) 南部茂時は南北朝期北条方に組し重傷を負い、藤沢清浄光寺で落命。遊行5代安国が引導を与え正阿を授けた。

(5) 遊行7代託何は延文2年(1357)三戸へ来り南部信長の建てた牌寺教浄寺に茂時の霊を弔い、隨行の弟子見阿弥陀仏が田山で没したので名号碑を建て供養した。

これが田山地蔵寺の六字名号板碑である。翌年、斯波高田で病を得、和賀郡二子村で没。高田も二子も上人の遺跡を藤沢と命名した。

(6) 時衆と南部茂時の縁ができてから代々遊行上人は奥州廻国には必ず三戸の教浄寺で賦算しているという。8代渡船も訪れたとみられ、磐井郡薄衣勝蓮寺の頼阿教阿も上人の弟子でなかったかという。

(7) 10代元愚は嘉慶元年(1389)正月、呑海の建てた八沢本郷の藤勢寺で寂した。

(8) 龜山天皇の孫、尊観法親王は8代渡船の弟子となり12代上人となる。諸国の守護地頭の特待をうけて回国、明徳4年(1393)藤勢寺へ巡錫。八沢本郷を藤沢村と改め、保呂羽村の天台宗無住の寺に弟子の是阿をとどめ時衆長徳寺とした。

(9) 15代尊恵は応永25年(1418)教浄寺に南部茂時の霊を弔い、南部信濃守、清継へ覚阿を授け、岩手郡御堂村北上観音へ詣で御詠歌を奉納。また八幡村の地頭八幡殿へ其阿を授け、其阿は自宅に東陽寺を建てて稗貫郡島村で安俵村の地頭安俵玄蕃の弟式部が量阿を授けられ、応永27年(1420)成沢に成沢寺を建て初代となる。この年、稗貫郡上根子の地頭根子吉武は西光寺を建て上人の弟子覚阿を留めて初代とした。

(11) 25代仏天は大永4年(1524)教浄寺へ参詣、御堂村北上観音へ御詠歌を奉納、父慈大川村の天台宗の廃寺建神寺を時宗慈光寺として復興。

時衆寺院皆無の青森、1か寺の秋田は岩手のように画然とはなし得ないことはいうまでもない。青森の場合、今後地元の調査研究に期待し、気づいた点のみを摘記する。

板碑からみた青森最古の阿号は正応4年(1291)如阿であるが阿号は文永5年(1268)まで遡及し鼻和郡大浦郷に観阿弥<sup>8)</sup>を検出できるが、この時期での観阿弥は浄土宗とみるのが妥当かも知れない。つぎにもと南津軽藤崎村の満蔵寺にあった国重要文化財、嘉元4年(1306)8月15日在銘の銅鐘<sup>9)</sup>に施銭檀郡15名の中の1人として見阿弥陀仏が筆頭者として彫られている。この時期での阿号は時衆とみてよいてあろう。大檀郡は相洲菩薩戒弟子崇演、すなわち執権北条貞時である。見阿のほかには分明するのは津軽降人の交名にみえる曾我太郎兵衛入道道性と源光氏である。光氏は弘前市中別所の重要美術品指定の板碑にもみえる高杉の領主。いずれも津軽地方の有力土豪者層であるが、見阿は誰の法名であるかは明証を欠く。

「時衆過去帳」応永25年(1418)尊恵代に十三、下国殿など、日本海側と新御所、洞内など内陸、太平洋側にそれぞれ時衆の分布がみとめられ、時代は異なるものの金石文もそれとよく対応していると思われる。

つぎに秋田の場合を県北部からのべる。旧鹿角領田山には7代託何の弟子の名号碑があり、永和3年(1377)鹿角黒土では8代遊行上人渡船から東一房の法名を授けられたものがあった。鹿角市域内には時衆の名号碑こそ見出しされていないが、時衆とは無縁といえない遺物のいくつかは存在する。

善光寺式ではないが小平円福寺の正安3年(1301)在銘の銅造阿弥陀如来立像、もと大里の観音堂にあったという大徳寺の金銅地藏菩薩立像<sup>10)</sup>である。地藏菩薩は時衆とは関係深い<sup>11)</sup>。

また、戦乱後、数千の屍の中から主君4人の死骸をさがし出して讚岐に葬り、その形見に法師が持帰たと伝えられる<sup>12)</sup>花輪恩徳寺の県有形文化財、木造阿弥陀三尊がある。

石造遺物に関していえば、八幡平谷内の鎌倉末の弥陀三尊磨崖仏を中心に4基の板碑。鎌倉末期武蔵成田郷の藤原姓成田氏にゆかりの者がその施主として最もふさわしいといわれる小豆沢大日堂の正安2年(1300)在銘、弥陀三尊種字の板碑<sup>13)</sup>などである。



鹿角郡は奥羽合戦後、成田助綱が郡地頭職を得たと推定され、文保2年(1318)成田氏との縁故により武蔵7党の丹氏で加美郡安保郷を苗字とする安保行員が柴内村を与えられている。かれの法名は信阿である。そして建武新政から南北朝動乱の中で武蔵安保氏一族を統合し、総領になった安保光泰の法名も光阿<sup>14)</sup>で、いずれも時衆と推定される。

応永25年(1418)15代尊恵に至り、黒土殿、大里殿、小坂殿がそれぞれ阿弥号を授けられている。いうまでもなく彼らはいずれも成田、安保、秋元などの後裔で遊行上人の巡錫で時衆になったものであろうが、それを受け入れる素地は、古くは本貫地において醸成されていたのでなかったか。

これを比内浅利氏についてみよう。過去帳では比内浅利氏の顕著な時衆化が指摘されるが、合川町川井の延慶2年(1310)松石殿の板碑<sup>15)</sup>を除くと比内、大館、秋田地域はあたかも板碑の造立を拒否した地域であったのかと思われるくらいに皆無である。

しかし、応永25年(1418)過去帳のニッサトを合川町三里に比定したが、近年、同地に室町期の弥陀陽刻の宝篋印塔が確認され、何等かの形で連動する可能性が生じてきている。

比内浅利氏は応永以前、すでに鹿角里土殿と同様、時衆であったことを示す文書がある。文和3年(1354)12月「奥州陸奥比内郡重内郷有平郷譲状之事」<sup>6)</sup>なる文書である。沙弥浄光譲渡状とも称されるこの文書の中に3名の阿弥号がでてくる。さうあ(相阿)みたふ、きょうあ(経阿)みたふ、とくあ(徳阿)みたふ、である。また、くまの(熊野)の御神田、かうや(高野)の田、いなり(稲荷)の神田、いなりの神社、八まん(幡)の神田、その他を合わせて約2,000畝の神田が存在していた。

浅利氏が熊野に結ばれていたことは嘉吉元年7月の「那智山願文」<sup>7)</sup>の文書で判然とする。

奥州ひないの郡徳子

あさりの徳子之源遠江入道但阿弥(花押)

同子息二位殿 隆慶

合力 善阿弥

嘉吉元年辛酉七月十四日

先達遊里住

宰相公良香(花押)

### 那智御師筒井房

比内独結の浅利入道但阿弥、子息隆慶、合力の善阿弥は時衆として由利の先達を通じ熊野那智山に結縁していたのである。

浅利氏は甲斐源氏の一族で小笠原氏と同族。浅利与一義遠にはじまり甲斐八代郡浅利郷に分置されて浅利姓を名のった。沙弥浄光譲状よりみて比内浅利氏は庶流で南北朝以前に比内に移住したと考えられる<sup>18)</sup>。

本貫地における嫡流浅利氏は開基年代は不明であるが、天正10年(1582)6月現在、時衆寺院を持っていたことは注意されよう。すなわち東八代郡豊富村浅利三光寺がそれで、時衆教団内屈指の道場一条一蓮寺末に属する寺院であった。同郡内にはこのほか願行寺、応声寺、長福寺、玉泉寺、常住寺、および尼寺桂蔭庵<sup>19)</sup>などがあり、濃厚な時衆地帯であった。

鹿角、比内、北秋地域の時衆法名を多数連載する中に「井ノモリ、相阿弥陀仏」が一人あった。井ノモリは男鹿脇本飯森に比定され、貞和2年(1346)および無紀年の時衆名号碑が伝存し、かつ浦田宗泉寺の本尊胎内仏に室町中期ころの善光寺式三尊像があることは既述のとおりである。また若美町道村の康永4年(1345)名号碑が完全な時衆であることを躊躇したが、八郎瀧西岸域の有銘、無銘板碑の種字に阿弥陀あるいは阿弥陀三尊を刻出する割合が高く、少くとも南北朝期には浄土宗の教化が深く浸透していたことは否定すべくもないようである。

かてて加えて男鹿脇本に本県唯一の慶長以前の創建になると伝えられる金光寺があったこととあいまって寒風山東南麓に時衆の有力支持者層の存在を十分に推察できるかと考える。

金光寺は享保6年(1721)「遊行派末寺帳」<sup>20)</sup>に出羽12郡4か寺の中、金光寺—秋田湊とあり、天明8年(1788)10月「時宗本末帳」<sup>21)</sup>に藤沢清浄光寺末、出羽秋田湊とあるが、それ以前は14代遊行太空上人の開山寺院<sup>22)</sup>として男鹿脇本本郷の曹洞宗萬境寺の西隣、金光寺跡にあった、と伝えられる。太空とすれば賦算期間が応永19年(1412)3月から6年間であるから、その間の創建であろう。同寺が脇本を退転した年代は不明であるが、退転後に萬境寺が創建されたという地元の伝承<sup>23)</sup>にしたがえば天正の頃であったかも知れない。

寺院の創建には強力な外護を必要とすることはいう

までもない。この期における有力庇護者としては安藤氏を措いて外に考えられないが、応永年代に彼らが現脇本城跡の一角に居館していたかどうかは明らかでない。

秋田、男鹿地域は橋氏の後を大光寺系安藤氏が北条氏代官として実権を握り、南北朝期に十三湊を根拠とする藤崎系安藤氏が海上を南下、男鹿へ入ったと想定される<sup>24</sup>。

その安藤氏が時衆とかかわっていた形跡は男鹿中町田の観応2年(1351)名号碑によって推断し、あやまりはないであろう。

過去帳、他阿弥陀仏一川ツラを雄勝郡川連に当て、上タ、大ヤを平鹿郡植田、大屋に比定した。この時期の雄勝郡の領主は小野寺氏であるが、西馬音内城脚下にある羽後町元西の元徳3年(1331)名号碑、七曲り峠を越えた田代檀金森の小野寺氏妙光尼の守り本尊、善光寺三尊像は、比内、浅利氏以上に明確な時衆支持者として小野寺氏を認識せしめるであろう。そして、ここにも熊野との結合をみるのである。すなわち、貞和5年(1349)12月29日「奥州渡津先達檀部系図事<sup>25</sup>」なる文書の末文は次のごとくである。

出羽国山北山本郡いなには殿 かわつら殿  
此人々は太貳房先達申て候、常陸法眼房弟子  
の大貳房にて候

小野寺氏とその一族である川連殿は陸前北部渡津の常陸房の弟子太貳房の檀信徒として熊野本坊に結縁していた。小野寺氏の熊野信心は稲庭小沢、同鍛冶屋敷皆瀬白沢を紀伊熊野三山になぞらえて熊野権現を勧請し、太永5年(1525)小野寺道俊が弥陀如来、薬師、観音の懸仏を各一面ずつ奉懸<sup>26</sup>していることでも知られる。

平鹿郡は鎌倉時代に入って尾張国古知野庄その他に所領をもつ松葉資宗が郡地頭職に任命され、次子惟泰の代から平鹿氏を名のり本格的経営に当たったが、正中3年(1326)時点には北条得宗領になっていたとされる<sup>27</sup>。この平鹿地域に善光寺信仰を伴う浄土系阿弥の活動があったことを確認する遺物がある。

横手正法寺の門前にあった修験大乗院伝来の正元元年(1259)8月15日在銘の錫杖頭<sup>28</sup>がそれである。紀年銘のほか「信阿弥陀仏錫杖也」の刻銘がある。杖頭に五輪塔、阿字の上方、大環内に善行寺式三尊像を鋳

出する。各尊拳身光、中尊は高さ4.6cm、脇侍は梵篋印でなく合掌手であるのは異例で高さ2.6cm。日光輪王寺錫杖頭はこれを模したものとみられる。図Ⅶ-5

横手市明永の熊野神社は式内社塩湯彦の里宮とされる。ここに観応元年(1350)8月15日、秋田城之介源泰長なるものが、吉田、飯詰、八幡の三庄を寄進し、雄平仙三郎を牛王獅子舞の掠領にした、という文書<sup>29</sup>がある。この文書は果して当時のものか再考を要するかも知れないが、明永熊野の古いことだけは確か<sup>30</sup>であろう。したがって文明2年(1470)7月18日「出羽国山北平鹿郡油河輩、熊野参詣先達職事<sup>31</sup>」なる文書によって示されるごとく、熊野への帰信結縁がみられるのは当然のことであったといえる。

雄平地域に善光寺、熊野信仰、時衆名号碑、川ツラ他阿弥陀仏、善光寺三尊などの中世的なものの遺存を検証できたかと思うが、小野寺氏の本貫地でのそれを一瞥してみよう。

小野寺氏は奥州合戦の功により雄勝郡に地頭職を与えられた小野寺道綱を初祖とする。本領を下野都賀郡に持ち稲庭に移住したのは「小野寺系図<sup>32</sup>」は通綱4代の孫徑道のときとする。本流はその頃にも依然、都賀郡に住していた。そこに弘安3年(1280)一遍を開山とする住林寺を永仁5年(1297)二代遊行上人真教のとき住一房が堂宇を建立<sup>33</sup>している。本願主は小野寺佐衛門尉泰綱、その趣意は祖父通綱の供養<sup>34</sup>であった。

北奥生えぬきの安東氏などは別として、小野寺氏の例のように本貫地において時衆寺院を営み、あるいは時衆にかかわっていたとみられる鹿角安坂、比内浅利氏などの場合を想起すると、つぎのようなことが考えられないか。すなわち、時衆に限らず化益する例には地方領主の支持を得るためには彼らの権威を支える熊野などの神祇に結縁する必要があったであろう。地方領主の側には特に移住当初は当然のことであるが本貫地における宗教的あり方が強く影響していたであろうということである。

この点について由利郡の場合はどうであろうか。石造遺物、過去帳からは容易に時衆の痕跡を認め得なかったが、他の遺物から推測することは全く不可能ではなさそうである。

由利郡は奥州合戦後、平泉藤原氏の遺臣、由利中八維平に本領安緒されたが、和田合戦で所領没収となり、



甲斐源氏の加賀美遠光の娘大貳局が地頭職を継ぐ。大貳局はその跡を甥の信濃佐久郡八条院領大井庄の地頭大井七郎あるいは太郎と名のる者を養嗣子として迎え頼朝の一字を賜って朝光と名のらせ遺領を譲った<sup>35)</sup>。朝光の子は又太郎光長である。

長野県小諸市大井落合新善行に善光寺式三尊像があるが紀年銘はない。しかし、南佐久郡北牧村諏訪神社に小笠原光長が寄進した銅鐘があり、その銘文<sup>36)</sup>によって三尊鑄造の経緯がほとんど判明する。

池ノ間、除刻銘  
敬白

信州佐久郡大井落合

新善光寺

奉施入槌鐘一口 長四尺二寸  
口二尺六寸

右志者 為法界衆生往生極樂也

弘安二年<sup>巳</sup>八月十五日

大勸進 法阿弥陀仏

歆進説法者二人<sup>念阿</sup>  
<sup>道空</sup>

大旦那源朝臣光長

并諸旦那 大工伴長

寛元二年<sup>甲</sup>七月十日

奉鑄移本師阿弥陀如来

同八月

奉鑄觀光勢至一光三尊金銅

建長元年<sup>巳</sup>十月三日

不断念仏始之、勸進法阿弥陀仏

この銘文から知られることは寛元2年(1244)7月から8月にかけて善光寺三尊像が鑄像され、建長元年(1249)に不断念仏が始められ、弘安2年(1279)に光長が大旦那となって銅鐘を鑄造寄進したということである。弘安2年は一遍智真が善光寺に参詣し、佐久郡伴野庄で別時念仏を修し、小田野で踊り念仏を始め弘安2年冬(1279)「大井太郎と申ける武士、この聖にあひたてまつりて発心」し、その姉が一遍より念仏を受けている<sup>37)</sup>。大井太郎と申ける武士とは、上記鐘銘の大旦那源朝臣光長の父朝光にほかならない。

朝光は由利郡を継承したが、直接移住することなく庶子を派遣するか、在地の土豪を用いて経営に当たらせたらしいが、派遣された庶子はいかなる信仰を負って由利に赴いたか。明証するものはないが、鳥海山元宮改築に当り奉納された「鳥海山銅器識文」<sup>38)</sup>は一つの傍証を与えはしまいか。

○封 敬白

奉鑄於羽州由利郡

津雲出郷十二神将

志趣金輪聖王天長

地久御願圓滿兼又

本願大旦那二世悉

地結縁合力除災與樂

○封 元徳三年<sup>大</sup>六月 日

銘文の趣意は源正光、滋野行家が由利郡津雲出郷において十二神将を鑄造し奉るのは金輪王、すなわち後醍醐帝の天長地久であらせられ、かつ帝の御願が必ず成就せしめられるよう、さらに本願主源、滋野らの現在、未来永劫にわたって協力し合い災を除き安樂を与えられんことを、というものであろう。

津雲出郷は矢島の古名であるが、銘文中に注意すべきは本願主が二親の一阿、上阿なる阿号である。この阿号は具体的に誰を指すのか不明であるが、時衆と認められること、正光、行家いずれかの親であろうということではできよう。そして正光は鎌倉末期の元徳年代矢島に本拠をおき、由利地方を支配した信濃佐久郡の小笠原、大井氏庶流のものであり、滋野氏もまた小笠原氏と関係の深い根井氏の一族ゆかりのものでなかったかと推測されるのである。

時衆化益の残照かと思われる例は注意するならばなおいくらかは発掘できるかと思われる。連歌師梵灯庵の場合もその一つであろう。梵灯庵の象潟来遊のことは周知のところであるが、かれもまた時衆の一人であったと推測されることは余り知られない。

時衆は賦算・念仏踊りはもちろんのことと和歌、連歌をも有力な化益の手段とした。中世詩としての特質を具えた連歌が、なぜこの時代に流行したかは詩の内容形式のほかにその担い手としての時衆の存在を無視できない<sup>39)</sup>といわれる。

南北朝期、みちのくの山野をいずくともなく乞食行脚すること10余年。朝山氏梵灯庵は応安6年(1373)には遊行10代元愚に随行して羽州山形にあり、そこで元愚とともに光明寺の創建に参画、2年ほど滞在<sup>40)</sup>した。

光明寺は斯波兼頼が元愚に帰依し其阿と号し、永和元年(1375)城内に開いた時衆寺院<sup>41)</sup>である。その間、推定であるが、かれは酒田辺から海上を歌枕象潟へ足



を運んだものごとくで、その時の情況は応永24年(1471)69歳のとき「梵灯庵主返答書<sup>42)</sup>」に回想している。

由利郡にただ1か寺、時衆蓮化寺がある。昭和51年ここに鎌倉末ないし室町時代前期ごろとみられる一向俊聖の画像の伝存することが金井清光によって、確認<sup>43)</sup>された。蓮化寺は一遍とは別系の一向俊聖を開祖とする天竜仏向寺派末である。しかし開基年代は、中世ではなく寛永2年(1625)江戸初期である。

一向俊聖画像のごとく一級の時衆史料ではないが、県内各地に伝わる遊行聖廻国の伝説は無下に否定しざるには及ばないと考える。

由利町前郷山王の日枝神社の境内社、大日霊神社はつぎの由緒<sup>44)</sup>を伝える。

天長9年(832)南都の勇源なる者が摂津国で供水にあい金田に難をのがれ、流浪のすえ由利前郷に来て開墾に従事し、承和4年(837)に死んだ。それ以前、坂上田村麿の討征があり、田村の勘気にふれた小泉式部照宣が軍列を離れて前郷へ来た。かれは勇源の死をいたみ、墓の上に槻木を植え祠を建て、勇源の笈の中にあつた青銅の大日如来の小像を祀った、というのである。伝説は古代、坂上田村麿に付会されているが、小像は大日如来ではなく善光寺式三尊の小脇侍に間違いないと認められる。伝説は善光寺信仰にまつわるものであろうか。

平鹿郡醍醐字明沢の金峰神社に「明沢獄縁起<sup>45)</sup>(仮称)があり、菅江真澄もこれを記録している。その中に一遍自筆の熊野牛王と和歌一首の奉納を伝える。和歌は

くもりなき神の宮居の山なれば  
長く照らさむ明沢の月

一遍上人とあるが、一遍智真ではあるまい。何代目かの上人かと思われるが、果してこの明沢へ立ち寄ったかどうか明証はない。だが熊野権現の護符を書き起請奉納したと伝えるあたり全く信憑性を欠く縁起とも思えないふしがある。

秋田六郡三十三観音巡礼記<sup>46)</sup>の第14番、六郷本覚寺の項に遊行19代上人と明記し、春日の別当藤性坊、社家大須賀見正に旅宿せる折の詠歌一首をのせる。

鶯の声なかりせば行暮れじ  
長閑にやどる春日野に来て

遊行19代は尊皓で文明3年(1471)6月、越後称念寺

で遊行を相統。この年に下野の芦野道のべの柳の精を済度した上人、世にいう「遊行柳」である。明応4年(1495)まで24年間遊行を続けていた。

平鹿郡三又の満福寺はもと陸奥と出羽の境の三つ森峠の高山にあり、一遍上人開基の時宗寺であったという。寺は後に山麓に移り、年経てこの寺の閑居の僧は山内の黒沢に一庵を結び六字名号と曼陀羅一軸をのこし示寂したと真澄は書いている。山内村黒沢の高橋家所蔵のものがそれであれば、名号は紙本で蓮弁上部に真の名号の書体をもって書かれている。真澄は曼陀羅を藕糸と書いているが、当麻曼陀羅とみられる。このほか山内高橋長兵衛が明治期に書写した嘉暦元年(1326)の檀場曼陀羅縁起等がある。

当麻曼陀羅は浄土信仰の一拠点当麻寺が管理した中将姫伝説を絵画化したものである。一遍は弘安9年(1286)に磯長太子廟から当麻寺へ参詣し、中将姫自筆の称讃浄土経を寺僧から賜られ、死ぬまで持っていた<sup>47)</sup>。また、享保16年(1731)4月、遊行50代快存が丹後宮津の一向宗仏向寺に滞在中、宮津藩主の需めにこたえ宝物の開帳を行っているが、その中の一つに「中将姫縫弥陀<sup>48)</sup>があった。

山内の名号、曼陀羅は江戸期以前のもので推定されかつ、時衆とは無関係のものではないだろう。

さらに真澄は弘安9年(1286)日本遊行一遍開蓮社上人円覚によって横手明永の熊野三所権現縁起が草されていると、その全文<sup>49)</sup>をのせる。これに対し今宮義透らが塩湯彦神社縁起<sup>50)</sup>に「一遍創めて之を勧請すとなすは固より謬れり」としたのは当然である。

弘安9年(1286)は一遍存命中であり得ないこというまでもない。ただし一遍開蓮社という表現は時衆の当麻派上人が江戸時代に入ってから用いているので当麻派上人の起草ということはあるであろうが、円につく上人は天正13年(1585)から慶長11年(1606)に円鏡がいるのみである。覚が鏡の誤とすれば当麻派上人の近世初頭、出羽への廻国を証する<sup>51)</sup>ことになるのであろう。このほか仙北郡峰吉川白滝明神伝来の聖需名将の書跡の中に一遍上人筆のものがあつたと伝える。

時衆にまつわるありうべくもないとも思われる伝承をあげた。遊行上人が滞留、化益した確証のある鹿角北秋には伝承記録はすくないが、時代背景を鎌倉とする時頼廻国伝説は人口に膾炙される。

秋田の時頼伝説は象潟蚶満寺、矢島の子鬼山などに伴っているが、青森、秋田2県にまたがる唐糸姫伝説はスケールの大きい。話の筋書きは諸国巡廻の途中、時頼は津軽藤崎でかつての姿、唐糸姫の死にめぐりあう。菩提を弔いながら旅をし一七日め、大館に釈迦堂、二七日めは土崎に光明寺を建て、仙北郡西木村で三七日をむかえ、阿弥陀堂を建てた<sup>52)</sup>というものである。

信濃、上野とならんで東北地方に時頼に仮託した伝説が多いのは時頼の時代、得宗領が増大したことを根本に考えなければならない<sup>53)</sup>といわれる。

たしかに鎌倉初期、北条氏の所領は津軽4郡、外浜西浜、糠部など北奥の一部にすぎなかったが、和田合戦、宝治合戦など中央政局の推移の結果、鎌倉後期には北条氏所領は奥羽の大半を覆いつくした<sup>54)</sup>とされる。秋田県内でも平鹿郡は確実に北条得宗領であり、由利郡もその可能性が強く、安東氏は北条氏の地頭代として活動するなど北条一色の感が強い。

しかし、北条氏得宗領が増大したことと時頼伝説は無縁ではないにしても、各地にそれが強く根づくためには時頼伝説を創作し、積極的にそれを伝播PRしたものが存在したであろう。熊野聖、善光寺聖＝時衆がこれに関与していたのではないか。

信濃を知行国とした頼朝は焼失善光寺の再建につとめ、北条氏もまた深く信仰し、保護の手を加えていることはよく知られる。就中、時頼は善光寺如来66体をつくって日本66か国に安置したといわれるほど善光寺に大きな貢献<sup>55)</sup>したと信ぜられている。

時衆は熊野、善光寺信仰と強く結合していた。二代真教以後、妻戸と称する時衆僧団が寺内にできた。かれらは生身の阿弥陀仏として全国を遊行唱導して歩く善光寺聖でもあった。遊行上人と時頼を結びつけることが正しいかどうかとしながら西明寺時頼は実は時衆派の遊行僧そのものでなかったかとするのは広末保<sup>56)</sup>である。

豊前国宇佐宮の算所であった北原村の由緒書に時頼諸国巡見の頃、大江郷で病気になる算所阿部大内蔵が祈念、看病した功により西国一向執行の司になり、心のまま行脚することを許された、というくだりにもとづいていうのである。

由利郡前郷で勇源なるものを弔った照宣の話、戦場

で主君を失った家臣が異郷で出家し、形見に仏像を運んできた鹿角での話には葬送にたずさわる時衆、従軍僧ともいうべき陣僧としての時衆の面影がみえかくれないか。あるいはこれらの話は中世軍記物の片鱗にすぎないのか。

秋田地方に語り伝えられるさまざまな説話や芸能など広い意味での文化現象は中世の歴史、文学、芸能の鏡体に照してみたとき、いかに宗教的、遊行的なるものによって色どられているか。その錯綜を解きほぐす先鞭はすでに井上隆明、小峰秀夫<sup>57)</sup>によって試みられているが、より綿密な分析は今後、特に在県民俗学研究者に期待されるところであろう。

## ま と め

1) 時衆の名号板碑はこれまで秋田、岩手2県に存在が知られていたが、さらに秋田2、青森17を加えることができた。これに阿号碑を加えると計44となり北奥における時衆化益の状況を歴史考古学的に実証化できる方向を見出せたかと考える。

その名号碑には草書体の一遍流「行の名号」と楷書体の「真の名号」があり、これらは年代的には元徳3年(1331)から延文2年(1357)の鎌倉末から南北朝にかけてのもので、遊行上人の世代にあてはめれば6代一鎮から10代元愚の廻国時の建碑である。また行、真の名号碑は大部分種字を伴わず、そこに明確な時衆としての信仰、宗門意識を読みとることができると思われる。真の名号で阿号を欠くものは時衆ないし浄土宗系として現段階で理解しておくのが妥当と思われる。また、種字を伴うもの、就中羽後町の光明真言結衆碑にみられる阿号については庶民信仰の複合性が認められるのではないか。

2) 中世に開創された時衆寺院を多く擁する岩手の場合、時衆板碑は他の2県に比してきわめて少数であること。時衆寺院がゼロの青森、1か寺の秋田の場合、名号碑、過去帳、善光寺三尊の分布状況から津軽深浦、十三、藤崎、比内鹿角、男鹿、雄勝地方に郡地頭や土豪の外護による遊行の拠点が存在した可能性が推測され、由利地方においてもその蓋然性が高いということ。

3) 時衆が北奥へ浸透する背景として平安末以来の浄土信仰、善光寺信仰の先蹤流布があり、さらに各地



に勧請されていた熊野神社の存在が大きかったであろうこと。時衆はこれら既存の信仰を拠点として予想以上の速度をもって北奥の人心を収攬したかに思われること。いま一つの要因として、移住関東武士の中には本貫地において時衆的環境の影響を蒙っていたと考えられるのではないかということである。

- 4) 時頼回国伝説が象徴するように北奥の地が得宗鎮化して行く過程の中で時衆によって伝播定着されたであろう文芸、芸能等が様々の変容を遂げながら今日の民俗の中に潜在しているのではないかということ。

## 謝 辞

本文を草するに当り藤沢市文書館員でかつ遊行寺宝物館研究員でもある高野修氏より時衆過去帳、名号等につき懇篤なるご教示をいただいたことに対し、まずもって厚く御礼申し上げます。

前秋田県立博物館長奈良修介先生、山形市在住の武田好吉氏からは特に善光寺三尊につき貴重な助言をいただき感謝申し上げます。

県外の情報に関し岩手県立博物館専門学芸調査員大矢邦宣氏からは再三にわたりご好意をいただき、青森県立郷土館の鳴海、秀、福井敏隆両氏には図録「青森県の板碑」を介し、色々お世話になった。

県内資料の調査に当り羽後町太田倫雄、横手神社武田秀俊、由利町日枝神社小浜周一の各宮司、羽後町西蔵寺柿崎隆光、秋田市来迎寺後藤星敏、男鹿市宗泉寺長谷川恵光、若美町永源寺嵯峨義宏の各住職のご好意をたまわった。また、秋田市時衆竜泉寺常盤鈴雄住職からもお世話になった。

さらに鹿角市史編さん事務局長柳沢兌衛氏、由利町教育委員会荘司和夫氏から所在資料につきご教示いただいた。平鹿町山田貞吉、国安清久、羽後町柿崎隆興鈴木俊男氏など県南研究者から現地調査の際、ご協力いただき、国安 寛、嶋田忠一、太田和夫（以上本館職員）から資料所在調査、図版等について協力を得た。

なお、本文脱稿後、鳥取大学の時衆文芸研究家である金井清光教授からご多忙中にもかかわらず京都長楽寺過去帳その他についての教示を賜ったことに対し、末筆であるが厚くお礼申し上げます。

## 註 I

- 1) 岩手県の板碑については昭和36年刊「岩手県史」第3巻一中世編一(下)で県内古碑群の項に所在一覧がのる。銘文を集成したものに太田孝太郎「岩手県の金石志」岩手史学会編 昭和36年があり、司東真雄には「岩手県中世の石塔婆」が同氏の論文集「岩手の歴史論集」Ⅱ、中世文化 昭和54年に収録されている。
- 2) 中村良之進「陸奥古碑集」陸奥史談会 昭和2年刊(昭和48年復刊)。成田彦榮「青森県西海岸の板碑文化」東奥文化 第9・10合併号 昭和33年などがある。ことに古碑集は340基中、主要なものを図示収録した労作であったが発行部数わずか200部であったためか、服部清道の「板碑概説」に収録されなかった。
- 3) 「青森県の板碑」青森県立郷土館調査報告第15集 歴史2、昭和58年
- 4) 菅江真澄はぼう大な記録の中で図示あるいは文章表現で書きとどめている。深沢多市にはまとまったものとして「秋南古碑考」昭和8年がある。
- 5) 奈良修介は「秋田県史」考古編中世の項ではじめて全県的に集成し、その後「秋田県の板碑」日本歴史考古学論集2 昭和43年、「板碑の総合研究」地域編一秋田県などに発表している。
- 6) 坂詰秀一編「板碑の総合研究」一地域編 柏書房 昭和58年
- 7) 司東真雄 南北朝期に於ける時衆教団側面観「岩手の歴史論集」Ⅱ 中世文化 昭和54年
- 8) 金井清光「時衆教団の地方展開」東京美術 昭和58年

## 註 II

- 1) 「近世交通遺跡分布調査略報」(熊野参詣道と王子社)和歌山県教育委員会 昭和53年
- 2) 大橋俊雄「時宗の成立と展開」日本宗教史研究叢書 吉川弘文館 昭和48年
- 3) 秋田県「秋田県史一考古篇」昭和35年、柿崎隆興「小走記録」(未刊)
- 4) 菅江真澄「おがのあき風」
- 5) 司東真雄「時宗系石塔婆」岩手の歴史論集Ⅱ
- 6) 岩手県立博物館の専門学芸調査員大矢邦宣氏によれば、本板碑はある事情から現在土中に埋められて



いるとのことである。

- 7) 青森県立郷土館「青森県の板碑」昭和58年  
8) 司東真雄「岩手県時宗略史」時宗岩手第1教区  
昭和58年

### 註Ⅲ

- 1) 4 吉田積善「時宗過去帳について」重要文化財  
「時宗過去帳」所収 時宗教務部 昭和44年  
2) 司東真雄 前掲Ⅱ一5 参照  
3) 大橋俊雄「一遍と時宗教団」歴史新書172 教育社  
昭和53年  
5) 地名の比定には吉田東吾「大日本地名辞書」(奥  
羽篇)富山房 昭和47年復刊。角川「日本地名大辞  
典」5, 秋田県 昭和55年。平凡社「秋田県の地名」  
昭和54年。「秋田県の中世城館」秋田県文化財調査  
報告第86集 昭和56年。「大館市史」第1巻(原始  
～中世)昭和54年「鹿角市史」第1巻(原始～中  
世)昭和57年等を参考にした。  
6), 7) 金井清光 前掲Ⅰ一8  
8), 9), 10) 司東真雄 前掲Ⅱ一8  
10) 長沼賢海「日本海史研究」九大出版 昭和51年  
第二編 大船廻法奥書集成による。

### 註Ⅳ

- 1) 川勝政太郎「西日本にむける善光寺式三尊像を中  
心として」史迹と美術 40-7 昭和45年。  
2) 倉田文作「仏像のみかた」〈技法と表現〉第1法規  
昭和49年  
3) 大橋俊雄 前掲Ⅱ一2  
4) 田辺三郎助「善光寺式三尊像作例所在別一覽」国  
華866 昭和39年  
6) 司東真雄「岩手の善光寺如来」前掲Ⅰ一7 所収  
7) 秋田県内の遺例については武田好吉氏の調査があ  
り「出羽の善光寺式三尊」として詩趣会から昭和45  
年刊行されている。同氏の調査所見も参考にした。  
7), 8) 羽後町田代太田倫雄家蔵  
(1) 控  
一、雄勝郡田代村金宝山蔵王権現山口寺・大道武蔵公  
初里伝承申候。民部守様御代・田地八千刈付被置候  
其以後佐竹山城守公・高式石被付置難有奉存候。連  
記無御座候得ハ・具ハ不申上候。外ニ阿弥陀三尊是  
ハ小野寺・民部守様御妹ニ明光庵さまと申御尼之御  
信心仏・依而当地ニケケ沢と申在処有之。延宝五年

ニ御尋・有之書上仕申候。連記ハ無御座候得共唐万  
子將軍之・舟中之御仏と申伝候。右御仏之義先年正  
徳四年寺社・御奉行中川宮内様社堂御改ニ御廻御被  
遊候節・御吟味之上、天竺仏ニ相違無之、善光寺之  
如来ニ・同躰成其旨別当相心得申様被仰渡候。

右之通相違無御座候 以上

明和三<sup>丙</sup>年九月廿四日  
<sub>戌</sub>

(2) 信州善光寺一躰分身之阿弥陀如来

雄勝郡田代村檀金森天喜山聖明寺之・三尊閻浮檀金  
鑄像者聖徳太子皈依・仏而毫光化仏七躰者今在于京都  
六・角堂云ク。

当社小野寺遠江守義道公之御妹・妙光尼之守本尊也  
・此度弥陀、観音、勢至之三尊御堂為修覆・御免許被  
仰付依之御当所者於当寺・開帳相勤申候・御信心之面  
々御参詣可・被成候以上 (・改行 句読点筆者)

明和六己丑天 (59.8cm×31cm杉薄板)

- 10) 文化庁監修「重要文化財」6 彫刻Ⅳ 毎日新聞  
社、昭和50年所収、金属造No.39 銅造鍍金善光寺式  
三尊、中尊像高47.0cm、脇侍各36.4cm。  
11) 財団法人平野美術館の平野誠氏の教示による。

### 註Ⅴ

- 1) 初代一遍には「一代聖教みなつきて」1片の筆跡  
さえ伝存しておらないが、これこそ一遍の書風を伝  
えるものとみられている。  
2) 高野 修「遊行・藤沢両上人御歴代系譜」時宗教  
学部 昭和52年  
3) 男鹿市脇本飯森柏木孝悦氏蔵。絹本で長さ43.5cm  
幅16cm、名号長さ25cm。貞和紀年の名号碑、善行寺  
式三尊が遺存するこの地で名号一軸が見いだされた  
のは奇縁という外ないが、伝来経路については不明。  
4) 小野田正雄「新潟県～碓石板碑」板碑の総合研  
究地域編 柏書房 昭和58年所収  
5) 大橋俊雄「日本宗教史史料の諸問題一時宗におけ  
る他阿流の名号 古文書研究 (4) 昭和45年10月  
6) 大山仁快「時宗の書」庶民信仰の源流 国書刊行  
会 昭和57年  
7) 吉川 清「時宗阿弥教団の研究」池田書店 昭和  
30年  
8) 青森県「青森県史」第1巻所収 新渡戸文書 歴  
史図書社 昭和46年  
9) 弘前市教育委員会「弘前の文化財」昭和57年 及

- び同上註8所収の「津軽事実考」を参照。
- 10) 鹿角市「鹿角市史」第1巻 昭和57年
  - 11) 大橋俊雄 前掲註Ⅱ-2
  - 12) 曲田慶吉「伝説の鹿角」鹿角郡教育会 昭和6年
  - 13) 安村二郎「八幡平村の石造遺物」上津野第2号 昭和52年 鹿角市文化財保護協会、拙稿、「鹿角地方における中世石造遺物」秋田県立博物館研究報告第3号 昭和53年 鹿角市「鹿角市史」第1巻参照。
  - 14) 前掲註13) 「鹿角市史」第1巻参照
  - 15) 菅江真澄は「阿仁廻沢水」でこの碑を図示している。菅江真澄全集 第12巻 未来社 昭和56年。種字vam・延慶二年<sub>曆</sub>二月十一日 右志者为過去松石殿、乃至法界平等利益と刻む。石質砂岩。
  - 16) 「岩手県中世文書」上 新渡戸文書 岩手県文化財調査報告 第7集 昭和35年
  - 17) 及川大溪「陸奥豪族の熊野結縁」東北の仏教 国書刊行会 昭和48年
  - 18) 大館市「大館市史」第1巻 昭和54年
  - 19) 金井清光「真教の遊行と時衆の展開」前掲註Ⅰ-8所収
  - 20) 「遊行派末寺帳」京都長楽寺蔵 金井清光氏の教示による。
  - 21) 彰考館蔵「時宗本末帳」(二) 江戸幕府「寺院本末帳集成」(中) 寺院本末帳研究会編 昭和56年
  - 22) 祢宜田修然「時宗の寺々」 昭和55年
  - 23) 男鹿市脇本本郷下間直太郎氏の教示による。
  - 24) 塩谷順耳編「中世の秋田」さきがけ新書2 昭和57年
  - 25) 「岩手県中世文書」(中) 所収 東史編写本 岩手県文化財調査報告第12集 昭和38年
  - 26) この懸仏3面は昭和30年、秋田県有形文化財指定彫刻No.24、3面とも木板に金銅鍍をかぶせ金相花、花瓶、押し出しの仏形をつける。裏板銘に大永7年5月3日とあるのは実際の奉懸年月日を意味するものであろう。(奈良修介「秋田県の紀年遺物」)
  - 27) 遠藤 敏「平鹿郡の惣領職をめぐって」秋田地方史論集 昭和56年
  - 28) この錫杖は昭和30年、秋田県有形文化財指定 工芸No.25。三井寺山大乘院は湯殿山大日坊の門末で行人派。横手一郷の祈願所であったが、この錫杖を残して回禄にあい過去帳、什物等は失われた。(真澄「出の出羽路」平鹿13)
  - 29) 「秋田藩家蔵文書」秋田県史資料 古代中世編 昭和36年 No.783文書
  - 30) 豊田 武「東北中世の修験道とその史料」東北文化研究所紀要 第4集 昭和37年
  - 31) 及川大溪「奥羽の熊野信仰」前掲註Ⅴ-17
  - 32) 「秋田県史資料」古代中世編 昭和36年所収 深沢多市編「小野寺氏研究資料」-小野寺家系図
  - 33) 金井清光「真教の遊行と時衆の展開」前掲註Ⅰ-8
  - 34) 吉田東吾「大日本地名辞書」第6巻 坂東篇、昭和47年 下野都賀郡住林寺の項。
  - 35) 塩谷順耳前掲註Ⅴ-24
  - 36) 「信濃史料」第4巻、弘安2年8月項 信濃史料刊行会 昭和44年。及び米山一政「善光寺如来。一光三尊像と新善光寺について」信濃10-8 昭和33年
  - 37) 「一遍聖絵」新修日本絵巻物全集 第11巻 角川書店 昭和50年 巻五の詞書による。
  - 38) 吉田東吾、前掲註Ⅴ-31 姉崎岩蔵「鳥海山史」昭和26年
  - 39) 金井清光「時衆文芸研究序説」前掲Ⅴ-35所収
  - 40) 梵灯庵「梵灯庵主返答書」(上) 統群書類従第17輯 下 連歌部 統群書類従完成会 昭和33年。水上甲子三「梵灯庵主伝記小考」日本文学教室12号、昭和25年12月。
  - 41) 「遍照山光明寺由来記」山形市史史料編 Ⅰ 最上氏関係史料 昭和48年「秋田県史資料」古代中世編一所収No.809、818、824、825は梵灯庵返答書に「両年は彼山中にて逗留し待し(今光明寺是なり)とあるによって採録されたものと思われるが、秋田の光明寺に非ず。
  - 42) 梵灯庵「梵灯庵主返答書」上 前掲Ⅴ-40 象潟の部分抄録すれば  
海に望て仏閣あり。又社壇あり。この所をは何といふそと問侍に、象潟となん申侍とこたへ、さて其霊場詣て見るに、僧坊など覺をならへたるか。築地も崩れ門も傾なとして、星霜いくひさしかとおほゆ。白洲に鳥居あり、はるへと歩過て神殿を拝奉るに、扉に書たる歌あり。云々。
  - 43) 金井清光「時衆研究の新資料について」前掲Ⅰ-8 所収

- 44) 由利町「由利町史」昭和45年  
45) 平鹿町醍醐明沢金峰神社宮司 柳原悦男氏蔵  
46) 深沢多市編「秋田叢書」第8巻 昭和6年  
47) 金井清光 前掲V-35  
48) 圭室文雄「遊行五十代快存上人の回国について」  
庶民信仰の源流 名著出版 昭和57年  
49) 菅江真澄「月の出羽路」仙北郡19 菅江真澄全集  
第8巻 未来社 昭和54年  
50) 深沢多市「小野寺盛衰記」東洋書院 昭和54年  
51) 当麻派上人については藤沢市文書館の高野 修氏  
のご教示による。  
52) 大館市「大館市史」第4巻 民俗文化工芸編 昭  
和56年 西木村「西木村郷土誌」昭和55年 秋田市  
旭北寺町光明寺縁起等。  
53) 豊田 武「英雄と伝説」塙新書50 昭和51年  
54) 人間田宣夫「鎌倉幕府と奥羽両国」中世奥羽の世  
界 東大出版 昭和53年  
55) 川添昭二「鎌倉文化」歴史新書52 教育社 昭和  
53年  
56) 広末 保「遊行的なるもの」上 文学 昭和40年

2月

- 57) 秋田魁新報社文化部, 秋田の民謡・芸能・文芸  
昭和45年 井上隆明 秋田古典文学史 昭和54年  
歴史図書社

### 追記

本稿校正中, 3月17日, 嶋田忠一(本館民俗担当)が  
山内村教委の東谷与一, 郷土誌編纂室藤原忠雄, 沢田  
久一郎3氏の協力を得て「ホトケの家」こと高橋春雄  
氏宅において曼陀羅その他を調査してきた。嶋田所見  
によればつぎのとおりである。

- (1) 曼陀羅は絹本で左右, 下縁を欠く玄義分のみの画  
像で147.8cm, 79.4cm, 真の名号1軸と対である。
- (2) その他, 鑿子, 鉦, 木魚, 華立, 銅羅, 太鼓, 扇  
子, 持経, 曼陀羅和讃等すべて一具と考えられる。
- (3) 鉦の銘は「為善恨」「時永正十二乙亥霜月上旬」  
とあり, 金石文資料としても貴重である。

概略は以上のものであるが, 高橋家資料はすべて当  
麻曼陀羅講説研究の重要な資料である。